第4回

放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取 議事録

- 1. 日 時 令和3年4月23日(金)14:00~17:53
- 2. 場 所 原子力規制委員会 13階 会議室B、C、D

3. 出席者

原子力規制庁

宮本 久 放射線規制部門 安全規制管理官(放射線規制担当)

鶴園 孝夫 放射線規制部門 安全管理調査官(放射線安全担当)

宮脇 豊 放射線規制部門 安全管理調査官(放射線安全担当)

星 孝行 放射線規制部門 放射線安全審査官

立部 洋介 放射線規制部門 放射線検査官

猪俣 勝己 放射線規制部門 放射線規制専門職

被規制者の関係団体(順不同)

松井 真 公益社団法人日本アイソトープ協会

田中 鐘信 公益社団法人日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会

北 実 大学等放射線施設協議会

桧垣 正吾 一般社団法人日本放射線安全管理学会

谷 正司 公益社団法人日本放射線技術学会

釜田 敏光 一般社団法人日本非破壊検査工業会

中村 壮一 日本放射線医薬品協会

菅 泰浩 放射線照射工業連絡協議会

東 大輔 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

金森 賢司 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

4. 議 題

- (1)使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイドに関する意見聴取について
- (2) 許可届出使用者等に対する立入検査ガイド(第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務以外)に関する意見聴取について
- (3) 許可届出使用者等に対する立入検査ガイド(第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務)に関する意見聴取について

5. 配付資料

議事日程

出席者一覧

- 資料1 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド【公開の意見聴取(第4回)用事前公表資料】
- 資料 2 許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取(第4回)用事前公表資料】
- 資料3 「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の 基準等に関する審査ガイド【公開の意見聴取(第4回)用事前公表資料】」に関する意見等
- 資料4 「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取(第4回)用事前公表資料】」の第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務以外に関する意見等
- 資料5 「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取(第4回)用事前公表資料】」の第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務 に関する意見等

議事

○鶴園安全管理調査官 定刻になりましたので、ただいまより放射性同位元素等規制法に 係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取、第4回を開催したいと思います。

まずは早速ですが、本日の出席者の方々の御紹介からスタートしたいかと思います。

まず、本日、参加していただいている団体の方々を御紹介してまいろうと思います。 まずはアイソトープ協会の松井さんでございます。よろしくお願いします。

- ○松井氏 日本アイソトープ協会の松井です。よろしくお願いいたします。
- ○鶴園安全管理調査官 よろしくどうぞ。

続きまして、同じく日本アイソトープ協会の放射線安全取扱部会の田中さんでございます。

- ○田中氏 日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会の田中と申します。よろしくお願い いたします。
- ○鶴園安全管理調査官 よろしくお願いします。続きまして、大学等放射線施設協議会、今回、初登場だと思いますが、北さんです。
- ○北氏 大学等放射線施設協議会の北です。よろしくお願いします。
- ○鶴園安全管理調査官 よろしくどうぞ。 続きまして、日本放射線安全管理学会の桧垣さんです。
- ○桧垣氏 日本放射線安全管理学会の桧垣です。よろしくお願いいたします。
- ○鶴園安全管理調査官 よろしくお願いします。続きまして、日本放射線技術学会の谷さんです。
- ○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。よろしくお願いします。
- ○鶴園安全管理調査官 よろしくどうぞ。 続きまして、日本非破壊検査工業会の釜田さんです。
- ○釜田氏 日本非破壊検査工業会の釜田です。よろしくお願いいたします。
- ○鶴園安全管理調査官 よろしくお願いします。 続きまして、日本放射線医薬品協会の中村さんです。
- ○中村氏 日本放射線医薬品協会の中村です。よろしくお願いします。
- ○鶴園安全管理調査官 よろしくお願いします。続きまして、放射線照射工業連絡協議会の菅さんです。
- ○菅氏 放射線照射工業連絡協議会の菅と申します。よろしくお願いいたします。
- ○鶴園安全管理調査官 よろしくどうぞ。

続きまして、日本原子力研究開発機構(JAEA)の東さんです。

JAEA、どうですか、聞こえませんか。こちらの音声、JAEAさん聞こえていますでしょうか。ミュートになっていますか、ひょっとして、大丈夫ですか。聞こえますか。

- ○東氏 日本原子力研究開発機構の東です。申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。
- ○鶴園安全管理調査官 ミュートになっていたようです。つながっているようです。 では、最後に、量子科学技術研究開発機構(QST)の金森さんです。
- ○金森氏 量子科学技術研究開発機構の金森です。よろしくお願いいたします。
- ○鶴園安全管理調査官 よろしくお願いします。

本日の被規制者側の出席者に関しては以上でございます。

それから、あと、当方側、原子力規制庁側の参加者の紹介でございます。

まずは前列真ん中におりますのが原子力規制庁の放射線規制部門の安全規制管理官の宮本でございます。

続きまして、最前列の一番向こうの端にかけていますのが、同じく放射線規制部門の安全管理調査官の宮脇でございます。

そして、私、鶴園でございます。

あと、後列でございますが、後ろの列になりますが、後列の真ん中でございますが、放 射線規制専門職の猪俣でございます。

そして、こちらが放射線安全審査官の星でございます。

そして最後、一番向こうになりますが、後列、放射線検査官の立部になります。

以上、当方側は6名というような形で本日の会議、進めてまいろうと思います。

続きまして、本日用います資料、既にインターネットの上にPDFで配付しているところでありますが、本日使います資料の御確認でございます。

本日の資料、資料1から資料5までございまして、資料1、2に関しましては、今回の意見 聴取のために、意見聴取の対象となりましたところの資料1が審査ガイドの案でございま して、資料2のほうが立入検査のガイドの案というふうになっております。資料3、4、5が 今回の意見聴取のところでの直接の議題の中心になる資料でございますが、資料3が審査 ガイドに対する御意見等といったものが入っている資料でございます。資料4のところが 立入検査ガイドの運搬のところに関わるもの以外に関する意見等に関するものが入った資料となっております。そして、最後、資料5が立入検査ガイドの運搬に係るところについ ての意見が入った資料というふうになっております。

本日用います資料としては、以上5点というようなことになります。

そして、続きまして、今回の第4回の意見聴取を進めるに当たってのウェブ会議の方式

を採用していますので、ウェブ会議のシステムの注意点というものを二、三、申し述べた いと思います。

ウェブ会議システムによる意見聴取をやっておりますので、マイクは発言時のときにの みオンにしていただきまして、そのほかの場合はミュートにしておいていただくというよ うなことで、よろしくお願いします。そして、発言を希望される際には、手を振るなりし て合図をしていただいて、当方のほうから団体名ないしはお名前で指名するような形にい たしますので、その際には、資料の内容、どこの資料について述べるものですよというよ うなことを明確にしながら発話をしていただくということで、これは後ほど速記で字を起 こすときのための速記との関係で、この点、よろしくお願い申し上げます。

あと、今回の第4回意見聴取の会の進行の方法でございますが、ここも前回の第3回とほぼ同じでございます。限られた時間の中で意見交換を行うため、既に頂戴しています、事前に複数の団体から御意見を頂戴しておるところでございますので、やり方としましては、我々どものほうから資料番号の順番、要するに、先ほど御紹介しました資料3から5でございますが、この資料3から5につきまして、各団体から書面で提出いただきました意見について、本日、時間の許す限りというところで回答可能なものにつき、一つ一つ回答はしていきたいと思います。その際、半分ぐらいは意見をそのまま取り入れますよというような拝承などというような形にしているものもありますので、そういった意見を取り入れるものについては時間の制約もありますから、原則、説明は割愛させていただいてというような形にしまして、原案のとおり、ここは変えませんというようなものにつきましては、その理由等々を説明して参るというような、そういう形の進行にいたしたいかと思います。

さらに、進め方におきましては、書面で意見等を頂戴しました団体について、まず、資料3、4、5について説明をしていくわけですが、その回答については、書面で意見を頂戴した団体にさらに何か御意見等はありますかというような形で聞かせていただくような形にして、これに対し当庁のほうから可能な範囲で回答をさせていただくという形を取りまして、その後、今回、参加はしているのだけど、書面による意見は出していない団体というのも幾つかございますので、そういった団体に対しても、我々どものほうから、口頭による意見陳述というものがありますが、どうですかといったことを確認はさせていただいて、意見があれば、それに対して可能な範囲で当方のほうから回答して参ると、そういう形にしたいと思います。

さきに述べたような手順で、資料3、4、5について、それぞれ行っていきますが、時間

が長くなりますので、途中で資料3とか資料4の終了後には、休憩を1回ないしは2回ぐらい、 これは会議の進行なんかも見ながらということになりますが、最低1回ぐらいは休憩とい うのを挟むというような形で進行して参りたいと思っております。

時間の配分でございますが、資料3と4が、やや、いただいた御意見が多めで、資料5というのが少し、少なめというような形になっていることを鑑みまして、資料3と資料4については、一つの資料当たり60分、60分というような形で時間を割いていくというような形で、資料5のところについては、少し少なめですから、大体40分程度の時間配分で進行していくということを予定したいと考えているところでございます。

この60分、60分、40分という、こういう時間の中で、書面で意見提出のあった団体への 当方からの回答と、あと書面提出のなかった団体からの意見がないかの確認といったもの の両方を行うというような形で考えているところでございます。

それと、あと、意見の扱いに関してですが、これもこれまでの意見聴取と全く同じでございます。書面で頂戴した意見等も、本日、口頭で出てきた意見等も意見は意見として同じような扱いというふうにさせていただきます。

これまでの意見聴取の中で口頭ないし書面により頂戴しました意見につきましては、今後の作業として、ガイドとして最終案を全部取りまとめていくという作業があるのでございますが、最終案を全部取りまとめたもの、要するに、パブリックコメントの案というものを、今後、我々事務局のほうで作成していくことになりますが、パブリックコメントの案を原子力規制委員会に諮る時点までに、取り込みの可否、それから、取り入れる場合は具体的な反映のし振りといったものについて、そのときまでには取り込みの可否を検討していくという形になろうかと思います。

本日の会議の進め方としては、以上になります。

続きまして、早速、議題の本題のほうに入って参りたいと思います。

まずは、一つ目の議題として、資料3に関する意見聴取というのをやっていきます。審査ガイドに関する意見聴取ということで、先ほど申しましたように、向こう60分ぐらいといったところでやってみたいと思いますので、まずは、ここは宮脇調査官のほうから、よろしくお願いします。

○立部放射線検査官 本議題の進行を務めます原子力規制庁の立部でございます。

それでは、資料3に基づき進めさせていただきます。

まず、掲載順に、まずは日本アイソトープ協会からいただいた御意見について回答させ

ていただきます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

今、御案内がありました資料3、まず、第1ページでございます。

アイソトープ協会からの御意見は八つ、8個です。

1番は、ガイド案の体裁に関する御意見です。

この御意見につきましては、まだガイド案のテキストだけをお示ししている状態のものでございますので、ガイドの体裁につきましては、最終の取りまとめ段階にいただいた御意見も踏まえて検討させていただきたいと、そのように思ってございます。

それから、2番でございますが、文言を法令などの言い回しと合わせたほうがよいという御意見です。

この御意見につきましては、当該部分は構造の耐火性のみならず構造と耐火性の両者について言及している部分でございますので、こちらのほうは原案のとおりといたします。

それから、御意見3番でございますが、貯蔵容器については、「容量」ということは規 則上規定されていないので削除したほうがよいという御意見です。

この御意見につきましては、貯蔵容器の種類と個数を確認する視点は、すなわち、それらによって確保される容量であることから、こういうような内容をお示ししたものですけれども、御意見を踏まえまして、分かりやすい表現となるように修正をしたいというふうに考えてございます。

それから、続きまして4番でございますが、内容物の物理的性状については、気体、液体、個体の別が示されていれば足りるのではないかという御意見と理解いたしました。

こちらの御意見につきましては、確かにこの三態を示すだけで足りることは多いのですけれども、このほかに物理的な性質を確認するという場合もございますので、こちらのほうも原案のとおりとさせていただきたいというふうに思います。

それから、2ページでございます。

5番でございますが、5番は「不必要な突起物及びくぼみが設けられていないこと」という表現は、「突起物、くぼみが少ないこと」という表現に統一したほうがよいという御意見でございます。

この御意見につきましては、規則においては「突起物、くぼみが少ないこと」という表現が取られており、規則を説明する場合には、この文言を、また、「突起物、くぼみが少ないこと」とは、少ないことの見方としてございますけれども、これが絶対にあってはい

けないというものではないけれども、最少であることというのが規則の趣旨でございます ので、すなわち、「不必要な突起物及びくぼみが設けられていない」ということを確認の 視点で読替えといいましょうか。かみ砕いてお示ししているものでございます。こちらの 書き分けにつきましては、御意見に示されている初出の第2章の4節でございますけれども、 こちらも同様のものとしてございます。

したがいまして、こちらのほうも原案のとおりとさせていただきます。

それから、6番でございます。旧科学技術庁が出した通知の内容を望ましいこととして 確認の視点に含めることは不適当であるという御意見です。

この旧科学技術庁通知につきましては、同通知の内容を踏まえた安全管理の実施を引き 続き求めていくことに変更はございませんので、ガイド案において「望ましいこと」と、 やや曖昧な表現とも受け取られるところにつきましては、御意見を踏まえまして、その表 現を改め、同通知に基づいて確認をするということを明確に示すように修正したいという ふうに思います。

それから、7番は、ガイドにおいて余分な文字、冗字があるという御意見です。

こちらは御意見のとおりでございますので、この部分は削除するように修正したいと思います。

それから、3ページ、8番でございますけれども、先ほどの1番と同様にガイドの体裁に 関する御意見でございますので、この御意見につきましても、ガイドの最終の取りまとめ の際に検討させていただきたいというふうに思ってございます。

日本アイソトープ協会からの御意見につきましては以上でございます。よろしくお願いします。

○立部放射線検査官 原子力規制庁の立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本アイソトープ協会の松井様から何かございます でしょうか。

- ○松井氏 日本アイソトープ協会の松井でございます。御回答、ありがとうございました。特に意見はございません。
- ○立部放射線検査官 ありがとうございます。

ただいまの日本アイソトープ協会からいただきましたコメントにほかの団体の方から何か追加的なコメントがあればお願いいたします。

ないようでしたら、次に移らせていただきます。

資料3の4ページ、日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会からいただいた御意見に対しての回答でございます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁の宮脇でございます。

資料の4ページでございます。

日本アイソトープ協会安全取扱部会からいただいた御意見は一つでございます。その御 意見は、ガイド案の別記4には、不明確な判断基準が示されており、審査ガイドに示すべ き内容ではなく、全面削除すべきという御意見でございます。

この御意見については、第5章3節の確認の視点、ガイド案でお示ししているのはちょう ど30ページのところでございますけれども、こちらでも示しているとおり、法第6条第4号 の規定に抵触するような事例を例示するということは、その内容なり性質からして困難で あることから、別記4には「放射線障害のおそれが懸念されるものにつながる可能性があると想定されるもの」を確認の視点としてお示ししたものでございまして、これは確認の 視点というふうに表現させていただいておりますけれども、いわば、これは審査官がどのような気づきを持ったらよいのかという事項を列記しているものでございます。

そして、さらにこのガイド案に示すとおり、別記4に示す事項は、その例示の部分を含め、許可または不許可の基準を直接的に示すものではないということも、ガイド案の中には明示しているところでございまして、判断基準を直接に示すものではございません。

したがいまして、こちらのほうは原案のとおりとさせていただきたいというふうに考えてございます。

日本アイソトープ協会安全取扱部会からの御意見については以上でございます。よろし くお願いします。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会、田中様 のほうから何かございますでしょうか。

田中様、すみません。今、マイクが入っていないのでマイクを入れて、もう一度御発言、 お願いできますでしょうか。

〇田中氏 失礼しました。放射線安全取扱部会の田中です。

今の御回答に対しては、追加コメントはありません。

ただ、ちょっと誤記ではないかと思ったところがあるのですけれども、今、お伺いして もよろしいでしょうか。

- ○立部放射線検査官 お願いいたします。
- ○田中氏 今、35ページでしたが、37ページの上部のほうで、(3)放射線発生装置の下、3 行目、放射線の照射視野の次に、「利用線すい」という言葉がありまして、これはちょっ と私、見慣れない言葉なのですけれども、適切かどうか御確認いただければと思います。 ○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁の宮脇でございます。

御指摘、ありがとうございます。これは実は漢字がございますけれども、常用漢字でなかったので、平仮名にしてしまいましたので、こちらは「すい」というのはどういったらいいのでしょうか、金偏に垂れるという字、利用線錘の錘です。

- ○田中氏 おもりの錘ですね。
- ○宮脇安全管理調査官 という文字でございますので、これは実はうちの内部でも議論があって、平仮名にすると、ちょっと意味が取りにくいのではないかというコメントも出ておりまして、ただ、これは非常にエディトリアルな(文章の編集上の)お話なのですが、公用文では常用漢字以外は使ってはならないという作法もございますので、この辺、漢字を書いて、仮名を振るのか、この辺も最終の仕上げの段階でチューニングといいましょうか、どのように書き表すかは検討させていただきたいなと思ってございますが、これは「利用線錘」ということで、御理解いただけたらと思います。

以上です。

- ○田中氏 ありがとうございます。
- ○立部放射線検査官 日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会からいただきました意見にほかの団体から何か追加的にコメントがあればお願いいたします。

ないようでしたら、次に移らせていただきます。

資料の5ページ、大学等放射線施設協議会からいただいた御意見に対する回答でございます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁の宮脇でございます。

資料5ページ、大学等放射線施設協議会からの御意見は三つでございます。

1番は、ガイド案に対する御意見ではなく、規制への要望とも受け取れたのですが、耐火性の構造について定義が曖昧であるので、本ガイドにおいて適合するものを示してほしいという御意見であると理解いたしました。

こちらの御意見については、貯蔵箱や貯蔵容器に係る耐火性の構造については、あくまでも許可申請者が放射性同位元素の取扱いや、貯蔵施設の状況等を踏まえ、許可申請書に

おいてそのことを示し、または説明していただくべきものということを前提としてございますので、本ガイド案においては、その確認の視点を示しているというものでございます。 したがって、こちらのところは原案のとおりとしたいと思います。

それから、2番につきましても、こちらもガイド案に対する御意見ではなくて規則の解釈または基準への当てはめということにも受け取れたのですが、本ガイドにおいてRI協会の容器を用いているということを確認の視点として示せばよいのではないのかという御意見と読み替えて理解いたしました。

こちらの御意見につきましても、1番の御意見と同様に、保管廃棄容器に係る耐火性の構造については、あくまでも許可申請者が放射性同位元素等の取扱いや、その廃棄施設の状況等を踏まえ、許可申請書においてそのことを示し、または御説明していただくべきものということを前提といたしまして、本ガイド案につきましては、その確認の視点を示すという、そういう体系といいましょうか、構成とさせていただいているものでございまして、こちらも原案のとおりとさせていただきたいというふうに思ってございます。

それから、3番につきましても、こちらも基準への当てはめの具体的例を確認の視点として示してほしいという御意見なのかなとも受け取れるのですが、こちらのほうも繰り返し申し上げているところでございますが、本ガイドはそのような内容を示すものではございませんので、こちらの御意見は読み替えて、複数の放射線施設が存在するような場合についての確認の視点も示したほうがよいのではないのかというふうに、私どもはガイド案に対する御意見という形でこの御意見を理解いたしました。

したがいまして、この御意見を踏まえまして、資料3の5ページから6ページにかけて示すとおり、他所からの線量影響の有無を確認する旨を追記することといたしたいと考えてございます。このことを確認の視点として追記することによって、直接的にこういうものはオーケーということを示すものではございませんけれども、御意見の趣旨は実質的に反映できているのではないかなというふうに私どもは考えるところでございます。

大学等放射線施設協議会からの御意見につきましては以上でございます。よろしくお願いします。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、大学等放射線施設協議会の北様から何かコメントが ありましたらお願いいたします。

○北氏 大学等放射線施設協議会の北です。

御説明いただきありがとうございました。

まず、番号1番の件なんですが、耐火構造、耐火性の構造についてですが、今回、説明していただきましたように、耐火性の材料としていただくと、非常に明確になるかと思いますので、耐火性の材料が用いられ、その材料を用いた構造であることという、そういう具体的な文言を書いていただきますと、私たちのほうとしては、例えば、耐火構造、耐火性の構造とかを証明するに当たってJISの規格等に検査を受けないといけないんじゃないかとか、そういう心配がなく常識的な対応ができて、非常にありがたいかなと思いました。ありがとうございます。

あと、それから、2、3に関しましては、特にございません。

以上です。ありがとうございました。

○立部放射線検査官 ほかの団体の方から何か追加的なコメントがあればお願いいたします。

放射線安全管理学会の桧垣様、お願いいたします。

○桧垣氏 日本放射線安全管理学会の桧垣でございます。

2番のところに関連いたしまして、意見といいますか、確認させていただきたいと思います。

こちらの2番の意見にありますように、保管廃棄容器は一般に廃棄業者、特に日本アイソトープ協会が指定するもの、こちらのものを借りて、我々事業所というのは使わせていただいているということでございます。そして、その規格が変更される場合もありますというふうに書いていますが、まさに、規格変更に、我々は、今、行き当たっているといいますか、そういった問題が浮上しております。日本アイソトープ協会の有機廃液の回収容器が、ドラム缶そのものは変わらないんですが、ドラム缶の中に入っている有機廃液用の内容器の規格が変わったということでございます。具体的にはステンレス容器からポリエチレン製の容器へ変わった、あと、容量が変わったというところがございます。

そして、これを変えたときに、日本アイソトープ協会さんは、使う前に変更申請をして から使ってくださいというような通知というか申合せを出しております。

例えば、外側のドラム缶は変わらないわけですから、内側の内容器が少し変わったところで耐火性に大きな影響を及ぼすものではないというふうに、私は考えるんですけれども、例えば、現在の例のように、ドラム缶に入っている内容器の容量が変わっただけでも、使う前に変更申請をしないといけないのか、あるいは、変更申請の次いでにそれを出すなら

ともかく、今現状、それ以前の規格の容器で許可を得ている事業所が、協会の規格が変わったために新たに変更申請を出さなければいけないのか、その辺について御教示いただければと思います。

以上です。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁の宮脇です。

すみません、ガイドの内容とはちょっと離れているので、簡潔にお答えしたいと思いますが、RI協会のほうからも事前にこれが変わるということは御相談いただいておりましたもので、ただ、こちらは一方では御案内のとおり、今の保管廃棄容器につきましては、許可申請書の中に種類ですとか容器容量、構造をお示しいただいてございますので、こちらが変更になるということにつきましては、やはり、変更の手続を取って対応していただくようにということでお願いしてございますので、お手数ですけれども、そういう手続を取って御対応いただきたいと、そういうふうに私どもは考えてございます。

以上です。

- ○立部放射線検査官 桧垣様、お願いいたします。
- ○桧垣氏 日本放射線安全管理学会の桧垣です。

御回答、ありがとうございます。

規制庁様の御意向は承知をいたしましたが、現実問題として、我が国は2,100ぐらいの許可使用者がおるわけでございますが、そこが一遍に変更申請を出したら、それでも迅速に規制部門の方は対応してくれるのかどうか、非常に懸念しているところでございます。 御意向は承知しましたけども、迅速に対応いただければと思います。

以上です。

○立部放射線検査官 原子力規制庁の立部でございます。

ほかの団体の皆さん、何かコメントがありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、次に移りたいと思います。資料の7ページ、日本放射線安全管理学 会からいただいた御意見に対する回答でございます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

日本放射線安全管理学会からの御意見は23ございました。

1番は、本ガイドは施設基準を逸脱する過剰な要求を示していると。原子炉並みの規制を求めるものや、放射線規制に対する理解が不足しており、まともな内容となっていないという大変厳しい向きの御意見と理解いたしました。

この御意見につきましては、資料3の7ページ、1番の御意見の右側に示すとおりでございますが、補足いたしますと、本ガイドの趣旨は、審査における確認の視点を示すものでございまして、基準を超える要求を新たにここで示そうということを意図するものではないということは、繰り返し申し上げているところでございますが、なお、学会としての御意見にこのようなことが述べられているところ、当方の説明が御理解いただけていないのかなというところにつきましては、我々としては大変残念に感じるところでございます。

2番に進みます。2番は、「さく」の表記が法令と不整合という御意見でございます。 こちらは法令の表記のとおり修正いたします。

3番は、ガイド案に示すようなケースは例外であるということを分かるような記載とすべきという御意見でございます。

この御意見につきましては、申請書の記載から判断できない場合ということをガイド案には示してございまして、御意見の趣旨は原案において既に含まれているものと考えておりますが、したがいまして、原案のとおりとさせていただきますが、例示として掲げるものにつきましては、御意見を踏まえ、より分かりやすい表現となるように修正を検討させていただきたいというふうに思います。

それから、次、8ページへ参ります。

8ページは4番でございますけれども、第3章第2節3ポツの表題の文言についての御意見でございます。

こちらの御意見につきましては、資料3の8ページ、4番の御意見の右側のところに示す とおりとさせていただきたいと思います。

それから、5番は、原子炉施設等の極めて特殊なものを例示しており、不適切という御 意見でございます。

この御意見については、同じく資料3の8ページの5番の御意見の右側に示すとおりでございます。

なお、補足いたしますと、プールというものは実は必ずしも原子炉設置者のみを念頭としたものではございませんで、この場では具体的にどこどこの事業所という御紹介はできませんけれども、強い放射線源を利用している許可申請者であって、それらの線源をプール内に保管しているという実例がございます。そして、その許可使用者は線源を維持するため、随時線源の入替えとか組替えを実施してございまして、そのために必要な許可申請を年間で一定頻度なされていることから、実は私どもとしては、そうした折に結構そうい

う申請書を目の当たりにするものですから、それほど実は私どもとしては稀頻度な出現例であるという認識はなく、そのため、こちらのほうに例示をしたものでございまして、私どもの審査官に向けた確認の視点における例示としては、必ずしも不適切なものとは考えてございませんけれども、御意見をいただいたことも踏まえまして、例示の内容は全体のバランスを見て調整させていただきたいというふうに思ってございます。

これも内向きな御説明ですが、御案内のとおり、私どもの審査官も審査を効率に実施するために業種ごとに担当を分けてございますので、それぞれ審査官が例えば病院だけの例に偏ったり、大学の例だけに偏ったりすると、やはり、審査官も読んでいてあまりぴんと来ないといけないのかなということで、ちょっと例は広めに採用したほうがいいのかなということでやっているのですが、確かに御指摘いただきましたように、例の範囲といいましょうか、示す内容につきましては、ここだけではございませんけれども、全体、最終の仕上げの段階で少し調整をさせていただきたいと、そのように考えてございます。

それから、6番でございますけれども、6番は「容器の外における空気を汚染するおそれ のある放射性同位元素」に、粉体状のものを含むとした説明は不適切という御意見でござ います。

この御意見については、資料3の8ページの6番の御意見の右側の欄に示すとおりとさせていただきたいと思います。

それから、7番は、規則の要求事項をガイドで否定するものであり、不適切という御意 見でございます。

この御意見につきましても、同じく資料3の8ページから、これは9ページにかけてでございますけど、7番の御意見の右側に示すとおりというふうにさせていただきたいと思います。

それから、めくっていただいて9ページ、8番でございます。「き裂」の表記が法令と不整合という御意見で、こちらは法令の表記のとおり修正をさせていただきたいというふうに思います。

それから、9番は、放射性同位元素の保管中にこれをみだりに運ぶことができないようにするための措置は、そもそも申請書に記載しなくてもよいが、記載がある場合にはその 適合性を確認することかというガイド案についての御質問でございます。

みだりに運ぶことができないようにするための措置につきましては、ガイド案にも示す とおり、保管の基準、いわゆる「保管の行為基準」と言われるものでございますが、規則 第17条第1項第3号に基づく要求事項でございまして、許可申請における確認事項ではございませんけれども、施設基準で要求するところの閉鎖のための設備又は器具、これは規則第14条の9第5号の要求でございますが、その内容と類似するもの、あるいは不可分なことというのも私どもは審査の事例の中ではございますので、そういった旨をこのガイド案にお示ししたものでございます。

それから、10番でございますけれども、近年の審査の実例として液シン廃液を処理する 焼却炉がほとんどなのは、それ以外のものを規制当局が認めてこなかったからという記載 ぶりのほうが適切なのではないかという御意見でございます。

この御意見につきましては、御意見の趣旨がちょっと明確には理解できなかったのですけれども、こちらも資料3の9ページ、10番の御意見の右側の欄に示すとおりとさせていただきたいと思います。

それから、11番は、汚染の広がりを防止するための特別な措置は、これは立入検査で確認すればよいことで、審査における新たな要求事項とするのかという御意見でございます。 こちらの御意見につきましても、資料の9ページ、11番の御意見の右側の欄に示すとおりとさせていただきたいと思います。

それから、めくっていただきまして、10ページ、12番でございます。12番は、屋外に保管廃棄設備を設置する場合における確認の視点は不要ではないかという御意見でございます。

こちらの御意見につきましても、10ページの12番の御意見の右側の欄に示すとおりとさせていただきます。

それから、13番は、これは句点が抜けているという御意見で、こちらは御指摘のとおり 修正させていただきます。

それから、14番は、標識を付す方針を示せば、具体的な標識の位置を示す必要はないのかという御意見、または、これは御質問かもしれませんけれどもでございます。

御意見につきましては、こちらも10ページの14番の御意見の右の欄に示すとおりでございますが、補足をさせていただきますと、この御意見は、どうもガイドで私どもが示そうということを曲解というか、曲がって捉えようとされているのが見受けられますので、付言させていただきますと、この注の2というのは、排水管または排気管に付す放射性同位元素等を含んだものの流れを示す標識に対する注でございまして、いわゆる「流れを示す標識」でございます。こういうものについても、本来であれば、他の標識、四角い標識と

同じように、どこどことはっきりその標識位置をお示しいただければよいというふうに 我々考えるところでございますけれども、これも御承知のとおり、排気・排水管について は、施設の図面とは事情が異なりまして、必ずしも、いわゆるアイソメ図(配管等を立体 的に示す図)というような配置図までを添付していただいているわけではございませんの で、そうした場合には図面上、どこということを、なかなか図示するといった、他の標識 と同様の取扱いができないために、例えば、文章で水平部だとか垂直部だとか、よく申請 書の中で見るのは可視部、見えるところですね、あるいは配管なり排水管が屈曲した箇所 があれば、曲がったら、そこから50cmとか1m以内のところに表示しますとか、そういった、 ここでは標識を付す方針というふうに表現させていただきましたけれども、そういうこと を示すことによりまして、事実上、その設置場所を特定できる方法も取り得ることから、 そうした旨をこちらのガイドにお示ししたというものでございます。

したがいまして、方針さえ示せばいいのかと、場所なんかは書かなくていいのかというような捉え方ではなくて、標識を設置する場所を特定して示していただくということの本質は何もというか、変えていないのだよということにつきましては、誤解のないように御理解をいただきたいと、そういうふうに思います。

次、15番に参ります。15番は、ガイド案に示す管理区域の設定基準に係る内容は合理性 を欠くという御意見です。

この御意見については、資料3の10ページ、15番の御意見の右に示すとおりでございますけれども、補足いたしますと、これは1年を50週とか、3か月を13週といった説明を入れたほうが適切ということであれば、他の同様の箇所もございますので、あわせて修正を検討させていただきたいというふうに思います。

次は、11ページでございます。

11ページ、16番は、ガイド案に示す管理区域の設定基準係る説明において、「1年間につき」という用語を加えるべきという御意見でございます。

こちらの御意見につきましては、今、ただいま申し上げた上の15番と同じ対応とさせて いただきたいと思います。

17番は、管理区域の設定基準のうち、表面密度に係る基準により密封されていない放射性同位元素を取り扱う場所は、おおむね管理区域となる旨の説明は確認の視点のほうに記載すべきという御意見でございます。

こちらのほうの御意見につきましては、11ページの17番の御意見の右にお示しするよう

なことで整理をさせていただきました。

それから、18番、管理区域の設定基準のうち、表面密度に係る基準により密封されていない放射性同位元素を取り扱う場所は、全て管理区域と言ったのではないのか(全て管理区域となるとガイド案には示したのではないか)という御意見でございますけれども、こちらの御意見につきましても、11ページの17番の御意見の右に示すとおりでございます。

なお、補足いたしますと、本ガイド案につきましては、全てとか、必ずという表現を取っておりませんので、「おおむね」という表現を取っているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、19番は、管理区域は貯蔵室や保管廃棄室で要求される区画と同様なものを求めるようであり、過剰な要求をしているという御意見でございます。

こちらの御意見につきましても、過剰な要求という指摘でございますが、そのようなものを求めているという意図はございませんということでございます。御意見については、11ページの19番の御意見の右側の欄に示すとおりでございます。

それから、めくっていただいて、12ページ、20番でございます。20番は、規則第22条の3、これはいわゆる管理区域の一時解除に係る規定でございますが、その規定の説明において、「管理区域に立ち入る者に係る規制の適用を除外することができる」という記載がございますけれども、全ての規制が除外されるものではなく不適切であるという御指摘でございます。

この御意見につきましては、御意見の部分は、全ての規制が除外されるといった旨を示 そうとしたものではございませんけれども、御意見を踏まえまして、法令と規定内容と齟 齬にならないような表現に修正をさせていただきたいというふうに思います。

それから、21番は、第5章第2節の確認の視点として示しているものは、立入検査で確認 すればよいことで、審査における確認事項とするのは不適切という御意見でございます。

こちらの御意見につきましては、12ページの21番の御意見の右側の欄に示すとおりでございます。

それから、22番は、御意見の趣旨が必ずしも明らかではなかったのですが、別記4に示す内容では不足があると。また、別記4の9番や10番は本文にて示すべきではないかという御意見と理解いたしました。

こちらの御意見につきましては、やはり、12ページの22番の御意見の右側の欄に示すような整理とさせていただきました。

それから、めくっていただいて13ページでございますが、23番でございます。別記4における「許可申請に係る令」という表現は「許可申請に係る政令」としたほうが適切ではないかという御意見でございます。

こちらのほうの御意見につきましては、13ページの23番の右側に示すとおりでございますけれども、ちょっと回答ぶりが抜けておりまして、「政令」としてはどうかということにつきましては、これは実はガイドにおきましては政令のことを「令」と略称を使わせていただこうかなというふうに意図していたので、「許可申請に係る令」という表記をしてございますけれども、こちら、すみません、今日、御用意した資料の中には、原案のとおりとしますということでございますが、読み進んでいて、ちょっと読みづらいのかなという御指摘とも承りましたので、こちらのほうにつきましては、前後関係も含めて、もう少し読みやすくなるような表現を取るような形に修正をさせていただきたいと、そのように考えてございます。

日本放射線安全管理学会からの御意見につきましては、以上でございます。よろしくお 願いいたします。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本放射線安全管理学会の桧垣様から何かありましたらお願いいたします。

○桧垣氏 日本放射線安全管理学会の桧垣です。

御説明くださり、ありがとうございました。

概ね了解いたしましたけども、1点だけ。1番のところですけども、新たに規制要件を求めるものではないとか、そういった趣旨は私自身は、4回、この会に出席しておりますので、理解をしております。しかし、それをなかなか知らない会員が、こういったことを懸念しているというところでございます。

といいますのも、真面目にその文章を読んでいくと、例えば、新たな言葉、法令に定められている用語とは、同じ趣旨ではあるけれども、別の言葉が出ると、新たな規制要件が加わったんじゃないかというふうに捉える人がいるということでございます。

ですので、パブコメの際には、ぜひとも体裁、あるいは略語、あるいはそれプラス法令の文言の書きぶりというものも適切に反映をしていただいて、実態に即したガイドというのをつくっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

御意見、ありがとうございました。

御意見の趣旨は、私どもも理解するところでございますので、ただ、今回は確認の視点を示すということで、なるべくそこはかみ砕いて示したほうがいいのかなということで、要するに、いわゆる規則のコピペだけでは、ちょっと無味乾燥なものでございますので、若干そこはトレードオフで、「あれ、こういう言葉遣いは今まで聞いたことがないな」ということで、御心配、御不安になるということにつきましては、承知いたしましたので、その辺も踏まえながらガイドの仕上げを図っていきたいと思っているところでございますが、あと、私どものほうからも重ねてのお願いですけれども、そういう趣旨で作業をしているんだということにつきましては、ぜひとも御理解をいただきたいというふうに思ってございます。

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○立部放射線検査官 原子力規制庁の立部でございます。

ほかの団体の方から何か追加的なコメントがあればお願いいたします。

大学等放射線施設協議会の北様、お願いいたします。

○北氏 大学等放射線施設協議会の北です。

今の1番のところに関しまして、私どもの会員からも、規制が厳し過ぎるとか、そういう話ではないんですが、ちょっと類似した意見が出ておりまして、そのことについて発言させてください。

本ガイドは、RI規制法に関するものなんですが、その精神、原子力基本法では、確立された国際基準を踏まえることが明記されています。私どもの会員のほうでは、特に放射化物や放射光施設の管理に関してのコメントで出てきておりましたので、どちらかというと、今回より以前の会のほうに関してのことだったのかもしれませんが、日本だけの独断専行の規制にならないよう国際基準をよく踏まえていただきたい旨の意見が挙がっております。厳しいだけでは確かな規制にはつながらないと思いますので、もちろん、社会的な面を無視して、科学的、技術的な面だけで規制を決めるわけにはいかないんですが、感情的な意思決定になり過ぎることがないようにお願いしたいという意見がありましたことをお伝えさせてください。

よろしくお願いします。

○宮本安全規制管理官 私、安全規制管理官の宮本でございます。

その趣旨については、少なくとも、今、御出席いただいている方、我々の間では共通な多分認識だと思うのですけれども、今、おっしゃられた背景も、多分、関わっている方、RIの世界というのは、幅も広くて、いろんな意識、その他、関わり方、深い方もいれば、割と定常的な使い方をされるだけの方もいらっしゃるということですので、今の点については、我々も丁寧な説明にいろんな形で努めてまいりますけれども、ぜひ、皆さんのほうでも、いろんな方にその趣旨の浸透を図っていただくようにということで、よろしくお願いしたいということと、今回、こういう意見聴取と言いながら、実は意見交換をしながら、いいものにしていこうというのが一番の趣旨でしたけれども、こういう形でやらせていただくことによって、こういうやり取りも公開され、それが速記録等にも残るということで、よりいろんな方の理解に深まりやすいのかなということも含めての対応であるということで御理解いただければということでございます。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

他の団体の方から何かほかにありますでしょうか。

なければ次に移りたいと思います。

続きまして、資料の14ページ、日本放射線技術学会からいただいた御意見に対する回答 でございます。

○宮脇安全管理調査官 それでは、原子力規制庁、宮脇でございます。

日本放射線技術学会からの御意見は18ございました。

1番は、貯蔵施設の説明について、第2回の意見聴取でお示しした資料と異なる説明を示すなど、内容が不統一であるという御意見でございます。

この御意見につきましては、資料3の14ページ、1番の御意見の右側に示すとおりでございまして、混乱を生じる形となりまして、大変申し訳ございませんでした。使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の説明につきましては、それぞれの章の冒頭で示すことといたしまして、その書きぶりにつきましては、内容を精査した上で統一した書きぶりとさせていただきたいと思います。

それから、15ページに参ります。

2番でございます。最近の申請においてハザードマップを添付することが求められるが、 その意図をガイドに示してほしいという御意見でございます。

この御意見については、資料3の15ページから、ちょっと長いのですけれども、17ページにかけて2番の御意見の右側の欄に示すとおりでございます。

補足させていただきますと、御承知のことでございますけれども、近年では大きな自然 災害の発生や、それに伴う私たちの防災意識の向上に伴って自然災害による被害想定図、 いわゆるハザードマップでございますけれども、このハザードマップへの関心ですとか、 その利活用が高まるとともに、許可申請に係る工場または事業所においてもハザードマッ プの内容を認識した上で、必要とされる対策の要否の検討ですとか、その検討結果に基づ く事前計画の立案ですとか、対策の実施といったようなものが求められているものと考え ます。

このことは放射性同位元素を取り扱うから特別に求められるものということではなくて、 許可申請に係る工場または事業所が社会の一員として何らかの社会活動を行うに当たり、 社会通念としてそうしたことが求められているものと私どもは理解するところでございま す。

このような考え方から、私どもの審査においても、ハザードマップというものの存在を全く無視して素通り、またいでいくということではなくて、参考資料として活用するということを、今回、示そうというものでございます。

それから、前回の意見聴取会においては、ハザードマップは必ずつけないといけないのかというお尋ねいただいた際、当時、まだ私どもの審査官において統一的な対応が取られていなかった状況であったため、私のほうからの説明としては、必ずしもつけていただくことはないのだよというふうに御説明申し上げたと思いますけれども、今回の検討に当たりまして、今、申し上げましたとおり、ハザードマップを参考資料としておつけいただくということを、私どもの審査官にも統一的な対応を取るように整理させていただきましたので、前回の私の説明は、ここで今のように修正をさせていただきたいというふうに存じます。

それから、お話を戻しまして、ハザードマップを参考資料として活用することの意義といたしましては、これも自明なことではございますけれども、例えば、ハザードマップにおいて斜面崩壊とか浸水などの被害想定が全くないような場所につきましては、明らかにこれは地崩れ、または浸水のおそれが少ない場所ということを確認することができるものと思います。

なお、ハザードマップは、これも皆さんも御承知のように、100年に一度ですとか、あるいは過去に経験した災害の規模を上回るといった極めて稀頻度な災害の発生を前提としたものであることから、ハザードマップにおいて被害が想定される場所が直ちに地崩れま

たは浸水のおそれの少ない場所ではない、すなわち許可の基準に適合しないものというふ うに判断されるものではなく、審査では従来どおり、地理的環境等を基にその適合性を判 断するというものでございます。

ただし、工場または事業所の場所がハザードマップにおいて一定の被害が想定される場所とされている場合には、先述いたしましたように、ハザードマップの内容を工場または事業所がどのように認識しているかといったことについて説明を伺うこととなるということでございます。

そうしたことを先ほど申し上げました資料の右側のところ、本日、取り急ぎ意見聴取に係る資料ということでお示しするためにテキストとして書き下したものでございますが、こちらのほうはまだ確定のものではございません。未定稿ということでございますけれども、この内容につきましては、本日の意見聴取も踏まえまして、もう少し内容を精査した上で、あと、審査ガイドの中には、この旨をどこに入れようかなということについては、まだ検討中でございまして、未定でございますけれども、今後、そういう方向性で対応していきたいと、そのように考えてございます。

取りあえず、先に参りたいと思います。17ページに参ります。

17ページ、3番でございます。貯蔵箱の耐火性の基準を本ガイドにおいて示すべきという御意見でございますが、この御意見についてはさきにお示しした御意見と同じものと整理をさせていただきました。

それから、4番は、ガイド案に示す常温・常圧とは具体的に何かという御意見でございます。

この御意見につきましては、17ページの4番の御意見の右に示すとおりでございます。

5番、「液体状の放射性同位元素を入れる容器は、液体がこぼれにくい構造とし、かつ、 液体が浸透しにくい材料とすること」とあるが、溶解ということが触れられていないから、 これは要求しないということかという御意見でございます。

この御意見につきましては、ガイド案に対するものというよりかは規則についての御質問ということで整理をさせていただきました。こちらは資料3の17ページから18ページにかけて、5番の御意見の右側に示すとおりとさせていただいております。

それから、18ページでございます。

6番は、従来から取っている標識の標示方法が可能であることをガイドに示してほしい という御意見でございます。 この御意見につきましては、18ページの6番の御意見の右に示すとおりでございます。 それから、7番は、業務従事者の動線とはどういうことかという御質問でございます。

この御意見につきましても、18ページの7番の御意見の右側の欄に示すとおりでございますが、補足をいたしますと、汚染検査室の設置場所の妥当性を確認するために確認の視点として、出入口とか、人の動きというものを我々は見るのですよということを示したものでございますということでございます。

それから、8番でございますが、汚染検査室における突起物、くぼみについて説明を示すべきという御意見でございます。

この御意見につきましては、同じく18ページの8番の御意見の右側の欄に示すとおりで ございます。

それから、19ページ、9番でございます。保管廃棄容器の耐火性についての御意見ということで、この御意見については、さきにお示しした御意見と同じものと整理をさせていただきました。

10番は、規則の条項が誤っているという御指摘で、こちらは御意見のとおりでございまして、誤記は修正させていただきたいと思います。

11番は、管理区域の設定基準に係る説明ぶりについての御意見でございます。

この御意見につきましても、さきにお示しした御意見と同じものと整理をさせていただきました。

めくっていただきまして20ページでございます。

12番は、こちらも管理区域の設定基準に係る説明ぶりについての御意見でございます。 ガイド案にある説明のようなことは必ずしも言い切れないのではないのかという御意見で ございます。

この御意見につきましては、原案におきまして「多くの場合可能となる」という表現を 取ってございまして、おおよそ、そのようになるという旨を示しているものでございます。 したがいまして、こちらのほうを原案のとおりとさせていただこうと思います。

それから、13番でございます。別記4の管理区域として適切な区域管理を実施することの困難な区域とはどういう場合かということ、また、同様に、次のページになりますが、21ページの14番の御意見、申請が工場または事業所の単位ごとではなくということは、どういうことかという御意見でございますが、この御意見につきましては、ガイド案に示した文言のとおりでございまして、それ以上の御説明は特にございません。

こちらは先ほどもちょっと申し上げましたが、別記4というのは特殊なもので、具体的な基準を示して、それに照らしてみるということではなくて、審査官の気づき事項を列記しているようなものでございますので、そのようなものでないのだということの確認の事項として、こういうものを示しているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

21ページ、15番でございます。別記4において、一般的な利用とはどういうものかという御意見です。また、一つ飛ばしまして、17番も同様に一般的な利用とはどういうものですかという御意見でございます。

この15番及び17番の御意見につきましては、別記4は、今も申し上げましたが、審査官が気づきを持つべき事項を列記するものであって、これらについて定量的な基準をもって確認するということではなく、気づきは幅広く持った上で、疑問に思ったことは事実関係を確認し、その結果、放射線障害のおそれがないということを確認しようとするもので、一般的な利用であるか否かというのは、一義的には審査官が常識に基づき確認することとなるものでございます。

したがいまして、こちらは原案のとおりとさせていただきたいというふうに思います。 それから、16番は、密封された放射性同位元素は機器に装備されているものとされてい ないものがあり、両者の書き分けをしたほうがよいという御意見でございます。

この御意見についても、15番及び17番と同様な回答でございますけれども、別記4は審査官が気づきを持つべき事項を列記しているものでございまして、また、原案では装備機器とそうでないものの両者もカバーする内容としてございますので、こちらでも差し支えないのかなと私どもは考えているものでございます。

それから、22ページでございます。

18番は、同じく別記4につきまして、使用の目的、方法が人の生命、身体に危険を生じさせるおそれがあるものとするところの「人」は誰かということ、また、「医療での使用を除き」という文言を入れたほうがよいという御意見でございます。

この御意見も、今、申し上げました15番から17番までの回答と同様でございまして、人の生命、身体に危険を生じさせるおそれの有無につきましては、審査官が幅広い観点から気づきを持つべきことをここでは示すものでございまして、この点は、審査官は常識に基づき確認することとなるものでございます。

したがって、ここでは医療とか、何々の場合を除きといった精密な除外を設ける必要は

ないと考えているものでございます。よって、こちらの部分につきましても、原案のとおりとさせていただきたいというふうに考えてございます。

日本放射線技術学会からの御意見につきましては以上でございます。よろしくお願いします。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本放射線技術学会の谷様から何かありましたらお 願いいたします。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

御説明、ありがとうございました。

少しだけ、ハザードマップの件ですけども、前回よりこのことは度々話題には上ってはおるんですけども、今回、詳しく説明をしていただいたんですけども、我々は、この中で懸念しているところは、例えば、病院の建て替えとかというようになってきますと、広大な敷地が要るということもあって、同じ場所に建て替えるというところが、ほぼ同じだと思うんです。そんな中で何十年もたった後のハザードマップというものが許可条件の中に入ってくるというようなことになってくると、同じような診療が継続できないというふうな懸念を持っていました。ですので、それがハザードマップを利用して、利用者側がどのような対応を取っているかという、そこまでの範囲の中で利用するということと理解しました。ですので、許可の中でハザードマップが許可を左右するというようなことではないという理解で、こちらはよろしいでしょうか。

○宮本安全規制管理官 私、安全規制管理官の宮本でございます。

まず、もう一つ丁寧に言うと、通常、工場等病院も活動されているということですから、 それは放射性同位元素にかかわらず、例えば、10年前、20年前というのは、こういうこと は普通に言われていなかったことでありますけれども、今年なのか去年なのかということ はありますけれども、今はどの方でもこういうハザードマップなりというのは、当然気に した活動をされているということが前提だというふうに考えています。

したがいまして、今、例えば、病院の例でいいますと、通常の病院活動をされる中で、このようなことは通常考えられているだろうということと同程度、RIだから特別ということではなくて、例えば、病院であれば、いろんな器具とか薬品とか、いろいろなものを使われているということの関係において、このようなことは今の時代であれば考えられているだろうということと同様なことを我々としても確認をしたいと。その中でハザードマッ

プといっても、いろいろとあるのですけれども、その中で我々の活動が、我々というのは 病院等の活動がそういうことも考えてやっていますよということを示していただくという ことで、これをつけるのがいいだろうというようなのが考え方というふうになっていると いうものであります。

○谷氏 ありがとうございます。

それと、今、ハザードマップのこの件の中ですけども、16ページの下から6ですね、ここで例が出ています。例えば、「計画規模降雨による想定水位より高い位置にある使用施設で放射性同位元素を使用すること等」とありますけれども、こちらは病院ですと、地下に放射線施設があることが多いんですけれども、どうしても想定水位というものを考えたときに、地下1階、2階というふうなものは、どんなふうな判断になるんでしょうか。

すみません。日本放射線技術学会の谷ですけども、今、聞こえていますでしょうか。 ○宮本安全規制管理官 はい、聞こえています。

○谷氏 例えば、加速器、リニアックとか、そういうような加速器に関しては、確かに地下にあっても、水没しても機械が止まるだけということになるんですけども、ここまで水位というものをより高い位置でRIを使いなさいということになってくると、かなり、やはり、たとえハザードマップ上、よくても、問題がある施設というのが出てくるかと思うんですけれども、ここら辺のところ、もう少し説明をいただきたいところなんですけれども。○宮本安全規制管理官 規制庁の宮本でございます。

大きく目的として、ちょうど検査ガイド案のところでも既に、もう見ていただいて出てきていたところではあるんですけれども、これは大きく散逸の防止ということですから、今言われた放射線発生装置、これは目的として、おそれが少ない目的として、これが水につかっても散逸するということは、まずないということですけれども、例えば、放射性同位元素の場合には、例えば病院であれば、いろんな薬品器具、そういうものに対して、当然、そういうハザードマップも意識して散逸というのは考えられて活動しているでしょうから、そういうのと同じということで考えていると。特に特別ということではないということで考えております。

○谷氏 ありがとうございます。

繰り返しになりますけども、地下にあるRI施設が許可されないということではないんですよね。

○宮本安全規制管理官 許可されない、御心配からいうと、基本的には変わらないという

ふうに考えています。今までとですね。

○谷氏 ありがとうございます。

もう一つ、よろしいでしょうか。

別記のところの例ですね。事例を示していただいているところで、別記4のところがこちらの意見として幾つかあるんですけれども、例えば、13のところなんですけども、この例を読んで具体的なイメージがわかないところなんです。先ほど、審査官の気づきを持つべき点という御説明がありましたが、それこそ、もう少し具体的な例というものがないと、どういう気づきをするのか、ちょっと僕は分からないのですが、例を出すのであれば、もう少し具体的な例というものを示していただいたほうが分かりやすい。これは我々が、事業者側がこのガイドを参考にするというふうな使い方をするのであれば、これは審査官の方だけが使うのであれば、気づきを持つべきだけでいいのかもしれませんけども、我々がこちらを見せていただいて、同じような認識を持つという方向でこのガイドを使用させていただくというのであれば、我々のほうでもやはり分かりやすい事例というものを追加でなり何なり書いていただきたい、書きぶりを考えていただきたいというふうなつもりで、この辺の別記のところは意見として書かせていただいています。その辺り、いかがでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 御意見、ありがとうございます。原子力規制庁、宮脇でございます。

まさに御意見のとおりでございます。ただ、私どもは、ちょっとまたこれは内輪な事情になってしまいますけれども、今回、これを書き下すに当たって、これで引っかかって不許可になった事業者というのは実はほぼないのですね。ですから、我々としても実例を見ていないで、具体的にこういうひどいものが、あるいは、こんなでたらめというと、ちょっと語弊があるのかもしれませんが、めちゃくちゃな内容で出てきたら、それはこの条項に引っかかるでしょうよということは言いたいのですが、それの一例一例を具体的に書き示すというのは、これは非常に困難なことでございまして、だから、「これを書いてあるけれど、どういうことですか」というふうに思われるのは、皆さん、当然のことではあるのですが、それの具体というのはなかなか示しづらいのだといったようなことは御理解をいただきたい。

あと、それと適当な例かどうか、よく分かりませんが、よく我々の身の回りの生活では、 不審者がいたら教えてくださいという、不審者って何ですかと。黒い服装をした人ですか、 マスクで顔を隠した人ですか。マスクで顔を隠した人が不審者ということであれば、今の 時代、みんなマスクをしていたりして、時代によって、また、物の見方とかという勘どこ ろが変わってくるのではないのかと。それで、ここはまさに法第6条第4号というのは、法 第6条第1号から3号までの使用、貯蔵、廃棄の必要な技術基準に適合していたとしても、 なお、放射線障害のおそれがあるのではないのか。我々、あるとは、このガイドの中にも 書きましたけれど、ほとんどないとは考えられるのですが、法令上の立てつけとして第4 号で、技術基準に従っている放射線施設であっても、なお放射線障害のおそれがないこと を我々は確認して許可を出しましょうということでございますので、この法第6条第4号と いうものだけは、繰り返しになりますが、今まで1号から3号までのように、ある一定の基 準、100以上、100以下でないといけないとか、そういう明確な基準に当てはめをもって、 丸とかバツとかということをなかなか判断しづらい。ただし、繰り返しになりますが、こ れ、おかしいな、大丈夫かなというような気づきを持って、それが気づきを持ったことが 直ちに放射線障害にまたつながるというものでもございませんので、そういう気づきのも のがあったらば、お手数ですけれども、申請者には我々はお伺いしますし、その場合には、 「いや、これはこうなんだよ」と。これは後の御意見でも出てまいりますけれども、例え ば、危険物とかが配置されているようなことが申請書を見て分かった場合には、「この危 険物、どうなんですか」、「いやいや、これは危険物のほうでちゃんと法令どおり離隔距 離を取っている、あるいは、爆轟の離隔を取っているから、他法令でちゃんと準拠した管 理をしているのだよ」というようなことを一言御説明いただければ、「ああ、そうですね、 これは放射線障害のおそれはないですね」と。いきなり各論めいたことを申し上げました けれども、そういうようなやり取りになるのかなというふうに私どもは想定しているとこ ろでございまして、御意見を踏まえまして、この別記4というものにつきまして、適当な 例示が考えられるものがあれば、なるべく皆様の理解を助ける、あるいは我々どもの審査 官の理解も助けるような書きぶり、表現ぶりは充実させていきたいとは思いますけれども、 今現状、お示しできますところは、このような内容なのだと。それはそういう事情なのだ ということにつきましても、あわせて御理解いただけたらというふうに思ってございます。 以上です。

- ○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。ありがとうございました。
- ○宮本安全規制管理官 宮本でございます。

先ほど申し上げましたが、大体ここで話をしているメンバーは理解していると思います

ので、今みたいな、例えば例として、こんなのはさすがに駄目だよねというのを、こんな ことを書いてあげたら分かりやすくなるよとか、もし、そんなものの提案でもあれば言っ ていただければ、我々のほうとしてもありがたいなと思っております。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

ほかの団体の方から何かコメントがありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、次に移りたいと思います。

資料の23ページ、日本非破壊検査工業会からいただいた御意見に対する回答でございます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁の宮脇でございます。

日本非破壊検査工業会からいただいた御意見は六つございました。

1番及び2番は、両者とも貯蔵室の耐火構造及び耐火性に関する御質問でございます。これらの御意見については、資料3の18ページ、7番の御意見の右に示すとおり、ガイドラインに対する御意見でないものと整理をさせていただきました。

それから、3番にまいりまして、3番についても、御質問とも受け取られましたけれども、ガイドに、申請書における示し方なり書き方を示すべきという御意見と私どもは理解させていただきました。この御意見につきましては、本ガイドは審査における確認の視点を示すものでございまして、貯蔵箱であれば、その耐火性を確認することができるように示されていることという旨を示しているものでございます。申請書にどのような記載とし、また、どのような図面を添付して説明するかということにつきましては、許可申請者が検討をし、示すべきものというふうに私どもは考えてございます。

それから、24ページ、4番でございますけれども、4番は、貯蔵容器を識別するための記載は不要ではないかというような御意見でございます。この御意見は、もしかすると非密封の放射性同位元素を入れる容器のことと取り違えられて御意見されているのかもしれませんけれども、御指摘の箇所は5ページ6行目からということなので、こちらは密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合についての確認の視点を示しているところでございます。審査の実務におきましては、これらのものが複数ある場合には、1、2、3でもA、B、Cでも結構、何でも結構なのですが、申請にかかる容器と使用及び保管の場所などとの対応が確認できませんと、これ、許可書にも記載もできませんし、そもそも審査を完了して許可ということにもできませんので、原案のような確認の視点を示しているものでございます。

余談でございますけれども、審査の実務はどうしても、時々ただ2行、3行目でちょっと 列記されていて、どっちがどっちということで、ちょっと立ち往生してしまう例もござい ますので、そういうようなケースも踏まえて、こちらのほうでそういう視点を示したとい うものでございます。

それから、5番でございますけれども、「閉鎖のための設備又は器具」にかかる確認の 視点に対する御意見でございます。御意見の趣旨が、こちらがちょっと、必ずしも明確で はなかったのですけれども、図面又は説明については必要に応じて添付するという書きぶ りのほうがよいのではないかという御意見と理解をいたしました。この御意見については、 表現ぶりは御意見とは異なるのですけれども、原案においては、申請書の記載から判断で きる場合を除き、図面又は説明書が添付されていることといった旨を確認の視点として示 しているところでございますので、したがいまして、原案のとおりとさせていただきたい というふうに思っているところでございます。

それから、6番でございますが、標識の標示方法に関する御質問でございます。こちらの御質問につきましては、資料3の24ページの6番の意見の右側に示すとおりでございます。 ガイド案に対する御意見ではないものと整理をさせていただきました。

日本非破壊検査工業会からの御意見につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本非破壊検査工業会、釜田様から、何かありましたらお願いいたします。

○釜田氏 御回答ありがとうございました。意見でないものということでカットされてしまうのは、非常にちょっと心外ではあるんですけれども、一応、それも踏まえて、この回答の中で、やはりその辺が不明確であるというようなことがあって、ちょっと御質問という形を取らせていただいております。もう少し分かるものにしたいというのがちょっとございまして、例えばガイドの中で、こういうのを示しておいていただくと、より明確に分かるんじゃないか、もしくは、逆にそれが審査のガイドの中で明確になると、それが明確になるということは、我々もそれを使って、例えば、申請書類を書くときにガイドにより審査されるので、申請するときに役に立つんじゃないかという、ちょっと趣旨で書いております。一応、ちょっと内容に関しましては、もう理解をしております。

24ページの4項の話で番号がということなんですけれども、これ、ちょっといろいろと

疑義がございまして、例えば、許可証との兼ね合いで、どうしても我々、非破壊検査を使っているようなものというのは、同一のやつを、やはり20台、30台持っておられるところがございます。そういうところで、確かに番号と符号というのは、つけていくことはつけていくんですけれども、それが許可証のほうにちゃんと反映されているところもあるし、反映されていないところもあるというような、そういうところがございましたので、そういうところをもうちょっと含めて、ちょっと御検討いただければなという趣旨で書いたものでございます。

確かに1台、保管容器、核種、数量という形になっておりますけれども、ただ、保管容器のほうに関して、それを表示しなさいというところが、実は法令の中になかったんじゃないかというふうに感じておりましたので、このところも、逆に言ったら管理のためには必要だし、許可の中の対処として必要なんだということで、逆に、そういうふうに明記していただいたほうがいいんじゃないかなというふうに感じます。

標識に関しましては、ちょっと少しこういうふうな疑義もあったんですけれども、逆に 標識どこに行っているのということで申請を持っていくわけなんですけれども、そのとこ ろで、この位置でいいのか、この位置でやらないのか、もしくは、逆に、この位置につけ たほうがいいですよということで、ちょっといろいろ、ばらばらなところがございました ので、ちょっと御指摘差し上げた次第でございます。

以上でございます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

コメントいただきましてありがとうございました。冒頭のコメントにつきましては、全くそのとおりでございますが、この本ガイドにつきましては、これも一つ、本当に繰り返しで申し訳ないのですが、これは皆様方から申請をいただいたときに、申請書を我々の審査官が、どういう観点から見ていくのかということに今回は特化しようということでございます。

先走ったことは、あまり私個人で申し上げることはできないのですが、具体的な基準への当てはめというのができれば、これは我々にとっても皆さん方にとってもよいものであるということは、一般論としては申し上げられるのですが、では、それをどれぐらいの時間をかけてできるのかということは、ちょっと今回はあくまでも審査ガイド、審査官の気づき集ということで、まずは第1版をつくる、形としてつくって、今後、その基準への当てはめとか、あるいは申請書をどう展開するのかといったようなこと。

これ、今一言で言いましたけど、多分そんな簡単な作業じゃないと思いますし、いろいろな実態、主要な実態等もありますので、どの程度書き示したほうがよいのか、悪いのかというようなところの得失もございますので、その辺は申し訳ございませんが、次の、次なる課題ということで、まずは、この審査ガイドを第一歩として、なるべくいいものを、それで、とにかく、まず第一に形にして出して、また、いろいろ不備のあるところは、使いながら書き足していくと、そして、究極的には許可基準への当てはめなりとか、そういったようなものにつながればというふうに、私どものほうとしては、今考えているところでございますので、まずは、これは審査ガイドの第一歩だということで御理解をいただきたい。そして、御協力もいただきたいというふうに思っているところでございます。

よろしくお願いいたします。

- ○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。釜田様は何かございますか。
- ○釜田氏 ありがとうございます。

ついでに、ちょっともう一言だけ、ちょっと今の御発言の中でも出たんですけれども、書き足すということをおっしゃっていただいたので、それでいいのかなと思うんですが、 先ほどの議論のところの例示に関しても、どんどん新しいものが出てきたときに、追記していただければ非常にありがたい話ですし、我々も、いろんな業界がございますので、それに即した事例がどんどん増えていくということは非常にありがたいことでございますので、これで決まったからというんじゃなくて、どんどん、そういうものを追記していただくということで、それでまた、逆に我々のほうにも展開していただくということをしていただければ非常にありがたいかなと思いますので、よいものができれば幸いでございます。ありがとうございます。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

ほかの団体の方からは何かありますでしょうか。

ないようでしたら、次に移りたいと思います。資料の25ページ、日本放射性医薬品協会からいただいた御意見に対する回答でございます。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁の宮脇でございます。

日本放射性医薬品協会からいただいた御意見は一つでございました。御意見は、別記4 の放射線施設の周囲の状況について、危険物などは、関係する各種法令を遵守しているの にも関わらず、審査において疑義を呈されることが懸念されるという御意見でございます。 これ、先ほどちょっと先走ってこの辺のことを既に申し上げてしまいましたけれども、この御意見につきましては、先ほどの別記4に対する御意見と同様の回答となりますけれども、別記4は、法の第6条第4号の趣旨を踏まえた確認を行うため、審査官が幅広い観点から気づきを持つべきことを示すものであって、この点は審査官が、その常識に基づいて確認することとなるものでございます。したがって、ここでは、何々の場合を除きといった、精密なと言うとちょっと語弊がございますけれども、精密な除外は設ける必要はないというふうに考えているものでございます。

なお、審査官は必ずしも各種法令に精通しているわけではございませんので、先ほども申し上げましたが、例えば、放射線施設の近傍に、図面から見て何か、これ危険物が配置されているのではないのですかというようなことが認められるような場合にあって、もし審査官から、このことについて問合せがございましたらば、所要の保安距離を確保しているよ、高圧ガスの法律とか、そういったようなものもございますので、その各種法令の適用状況を、簡単で結構でございますので御説明いただきますように、御協力をお願いしたいというふうに思います。

そうした対応が煩わしいので、審査官に対して余計な気づきを抱かせないようにしてほしいのだという意見なのだという折り返しもございますかもしれませんけれども、このことは繰り返しでございますけれども、法第6条第4号の趣旨でございます。すなわち、許可申請につき、その他放射線障害のおそれのないことという、いわゆるバスケットクローズ的な確認の条項なわけでございますけれども、これを確認しなければならないということを踏まえた確認作業というのは、相反するわけですね。相反するものでございますので、そういう性格を持っているものだということにつきましては、どうぞ、繰り返しでございますけれども御理解と御協力をいただきたいというふうに考えているものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

日本放射性医薬品協会からの御意見については以上でございます。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

こちらからの回答を踏まえまして、日本放射性医薬品協会の中村様から、何かコメント がありましたらお願いいたします。

○中村氏 日本放射性医薬品協会の中村です。

御説明のほうはありがとうございました。ほかの団体様からのときの別記4に対する説明、十分趣旨は理解できましたので、ありがとうございます。

以上です。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

ほかの団体の方から、何かありましたらお願いいたします。

大学等放射線施設協議会、北様、お願いいたします。

○北氏 大学等放射線施設協議会、北です。

この別記4に関しまして、先ほどから審査官の気づきのための事項というふうな説明がありました。私も、この別記4はヒヤリハットの事例のような感じで、非常に興味を持って読ませていただいたんですが、ただ、この資料1の29ページの下から7行目の辺りに書いてありますが、この法第6条の第4号というのは、1から3号までに当てはめるもの以外で、その他放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物による放射線障害のおそれがないものであることを要求しているということで、それまでの3号までにはないものに関して柔軟に対応できるように加えられたのが、この4号だというふうに認識しています。

その中で、この別記4のように、細かくいろいろと規定してしまいますと、審査官の気づきになるだけではなくて、逆に、この別記4の項目だけを見てしまって、ほかの部分を見なくなってしまう、その肝心の柔軟性が失われてしまわないか、また、私たち申請する側に関しても、ついついこの別記4だけを見てしまって、教科書に書いてあることだけを見て終わってしまうというふうな形になって、大事なことを見落としてしまうんじゃないか、4号のその柔軟性を失ってしまうことを心配しました。ちょっと感じたことを話させていただきました。

以上です。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

コメントいただきましてありがとうございます。今頂いたコメント、全くそのとおりだと思うのですけれども、ただ、逆にこれは「審査官の常識にて確認する、以上。」で終わってしまいますと、多分、また逆に、これはちょっと仮定の言い方で申し訳ないのですが、皆様のほうから逆に非難が来て、なんだと、審査官の常識とは何ぞやという御反論があるのかなということで、今回、これも内輪の話ですが、この別記4では非常に苦労して考えながら書いたもので、先ほど、宮本管理官のほうからもございましたように、いや、こういうものもあるのではないのかというのがございましたらば、ぜひお知らせいただければ、そういったことを盛り込んでいきたいというものでございます。

それと、あと、若干言い訳的にはなりますが、今御紹介いただいた29ページの次の30ページのところには、今まさにおっしゃられたように、この別記4に掲げる事項に、確認の視点は、下から3行目、4行目になりますけれども、確認の視点は別記4に示す事項のみに限定されるものではなく、審査の実務においては、その他の視点も併せて各許可申請の内容に応じて個別に確認していくものですよということについては示してございますので、審査官は、当然のことでございますが、この別記4以外の気づきを持っちゃいけないというものではない。それは、逆に読み手側の皆さんも、いや、何か、この別記4に書いていないことを聞いてきたなというふうな、そういう念は抱かないようにしていただいて、くどいようですけれども、この6条4号というのは、ちょっと非常に特殊な条項でございますので、放射線施設が所要の技術基準を満足する、しているけれども、ほかに放射線障害のおそれがないのかということを入念に確認するといったようなことのために設けられている条項だということで御理解をいただきたいと、そのように御理解いただきたいというふうに思っているところでございます。

どうもありがとうございました。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

他の団体の方から、ほか、ありますでしょうか。

なければ、次に移りたいと思います。資料の26ページ、放射線照射工業連絡協議会からいただいた御意見なんですけれども、これ、既に誤記の御指摘で、日本アイソトープ協会の7番のところで回答しているところでございますが、ちょっと時間の関係もあって、説明を省略させていただきます。

放射線照射工業連絡協議会の菅様から、何かこの件に関してコメントがありましたらお 願いいたします。何かありますでしょうか。

○菅氏 放射線照射工業連絡協議会、菅でございます。

先ほど御回答いただいておりますので、特にコメント等はございません。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。ありがとうございます。

ほかの団体もなければ、こちらで事前にいただいた御意見に対しての回答を終わらせていただきます。資料の27ページに、事前に書面で意見を頂いていない団体を列記させていただいておりまして、この場で何か追加で、口頭での御意見がありましたら、お願いいたします。

日本原子力研究開発機構、量子科学技術研究開発機構の方から何かありましたら、お願

いいたします。

原子力研究開発機構、東様、お願いいたします。

○東氏 原子力機構の東です。

資料1の審査ガイドと、資料2の立入検査ガイドを読み比べた上での、審査ガイドへのコメントをさせていただきます。

具体的には、審査ガイド等の8ページの貯蔵施設の閉鎖設備等に関してなんですけれども、資料2の立入検査ガイド等の12ページにも、閉鎖設備等に関しての立入検査の基本的な考えというのが記載されておりまして、ここに両括弧の検査における主な視点等の例の1段落目に関してはコメントはないんですけれども、2段落目に関して、「検査を行う際に」というところからの2行目ですね、コメントはないんですけれども、人が直接アクセスできないようなところについては、「外部に通じる部分」がなく、閉鎖設備等を要しないものがあることに留意してというふうに立入検査で書いてございます。

ただ、一方で、審査ガイドですね、資料1、審査ガイドの8ページのところを見ると、その立入検査で書いてある留意事項というのがちょっと読みづらかったので、ぜひ、検査は同じ、多分、見るポイントは同じかなと思いますので、できれば、この立入検査のほうで書いてある留意事項に関して、審査ガイドに追記していただければ、立入検査ガイドと審査ガイドの整合が取れると思いますけれども、いかがでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

すみません、今、ぱっと即答はいたしかねるのですが、立入検査ガイドにつきましては、いわゆるその許可基準は施設基準ですね、許可基準に対する施設基準だけではなくて、いわゆる行為基準、貯蔵で言いますと保管の基準というものも、両方混ぜてといいましょうか、両者を掲げているところがございますので、当然のことながら、検査ガイドと審査ガイドの内容を、なるべく横並びを取るということについては、今後の仕上げの段階で調整していきたいと思いますが、今、御指摘のところですかね、これ、行為基準にも、ちょっとぱっと見、思っていたものですから、審査ガイドのほうにまた入れると、これ、また新しく規制要求を求めるものですかという御意見をたくさん頂戴してしまいそうなので、御意見の趣旨は理解いたしましたので、両ガイドの横並びといいましょうか、示す内容の横並びは注意しながら取りまとめることといたしまして、ただ、こちらの審査ガイドに示すようなことにつきましては、若干、数式の不等号関係でいきますと、立入検査ガイドのほうは施設基準もそうですし、行為基準も含んでいるということで、御理解をいただきたい

というように思います。その中で、審査ガイドの中では、施設基準に該当するものがありましたらば、こちらのほうに取り込むというか、書きぶり、内容は合わせて調整したいというかうに思います。

以上です。

- ○東氏 原子力機構の東です。 承知しました。
- ○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。 量子科学技術研究開発機構の金森様、何か御意見はありますでしょうか。
- ○金森氏 量子科学技術研究開発機構の金森です。当機構からは特にございません。
- ○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。ありがとうございました。 ほかの団体、最後になりましたが、ほかの団体も含めまして、何かこの場で追加的なコメントがありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。よろしければ、これで議題1を終わりたいと思います。

○鶴園安全管理調査官 少し時間が長くかかっていますので、引き続き、議題の2のほう に入っていきまして、この議題の2を終えたところでトイレ休憩といいましょうか、10分 程度取るような形で考えたいと思います。

では、議題の2、検査ガイドのほうの運搬以外のところにかかるところについて、順次説明をしてまいります。

まずはRI協会から頂戴した意見についてです。

○星放射線安全審査官 原子力規制庁の星でございます。

資料4、1ページ、まず、日本アイソトープ協会の1番と2番についてですが、「放射線業務従事者以外の者が管理区域に入る際の手順」や、「みなし非管理区域」に関しては、行為の基準であり、第2章の施設基準の検査にそぐわないのではないかという御意見ですが、御意見を踏まえまして、第2章ではなく、行為基準について記載した第3章の行為基準等を遵守する義務において、具体的には資料2の31ページに整理して記載することといたします。

続きまして、3番と同様な意見の6番について、「亀裂」などの法令条文で使用されている文言は法令の書きぶりに合わせてはどうかという御意見ですが、御意見のとおり、法令の文言に合わせるようにいたします。

続きまして、4番、施設基準の検査において、「健康診断の結果の確認」をするのは適切ではないという御意見ですが、これも御意見のとおり、施設基準の検査において、健康診断の結果の記録の確認は、実務的にも一般的とは言えないため、例示から削除をいたします。

続きまして、5番、使用施設に係る主な検査手法及び留意事項の例において、自動表示 装置及びインターロックの動作確認が「必要な場合に」とあるが、安全機構の重要な点で あることから必須とするべきではないかという御意見ですが、これまでの検査実務におい て、その検査の際に、患者への照射等に使っている場合もありまして、検査で実際に動作 確認をできない場合もあったため、そのような場合に配慮し、御意見も踏まえまして、自 動表示装置・インターロックともに「必要な場合」の記載を、「検査において実動作させ ることが可能な状態にある場合」に修正をいたします。

続きまして、7番、資料2の33ページの下から5行目、管理区域からの持ち出し制限にかかる記載について、当該条文、これは規則第15第1項第10号のことになりますが、この条文に倣い、冒頭に「放射性汚染物で、」を追記すべきであるという御意見ですが、これも御意見のとおり追記をいたします。

続きまして、番号8番、38ページ、事業所内廃棄の基準に係る主な検査対象事項の例の記載において、気体状、液体状の放射性同位元素等の廃棄に係るそれぞれの検査について、除かれている条文があるということで、ほかの条文との整合から追記すべきであるとの御意見ですが、除かれている条文については、その規制実務の実態に照らし、この規定を適用している例が皆無に近いため、記載を省略しております。ちなみに、本ガイドの記載方針としても、資料2の32ページにおいて、行為基準のうち、主なものを、法令の規定を一部要約・省略するなどして記載しているという記載になっているため、こちらは原案のとおりとさせていただきます。

続きまして、9番、資料2の44ページの下から2行目、ここは、作業室からの退室時の汚染検査についてですが、作業室での放射線測定器の配備を求められていないと、規則第15条第8号との整合から「作業室から退出するときの表面汚染の検査手順を確認する」とすべきであるとの御意見ですが、御意見は、法令上、放射線測定器の配備が明示的に要求されているのは、汚染検査室のみであるため、「作業室の出入口付近」への配備状況の確認は適当ではないという趣旨であると理解します。また、他団体からも、作業室での放射線測定器の配備について同種の意見があったため、「作業室の出入口付近」という記載を削

除いたします。

なお、御意見の表面汚染検査手順の確認については、資料2の44ページのチの一つ、め、 及び三つめの黒丸に記載をしております。

続きまして、番号10番、廃棄の基準等の遵守に係る主な検査手法及び留意事項の例の記載において、各廃棄の濃度限度を超えていないことを健康診断の結果の記録から確認することは不可能であるため、「健康診断の結果の記録」を削除するべきであるという御意見についてですが、濃度限度遵守については、その健康診断の結果の記録の確認は実務的にも一般的とは言えないため、御意見のとおり例示から削除をいたします。

続きまして、11番、こちらは事業所等外廃棄において、委託先の許可証を確認する必要があるかは疑問であると、委託先の許可内容の確認方法を確認するべきであるとの御意見ですが、こちらについても御意見のとおり、記載を適正化いたしたいと思います。

日本アイソトープ協会からいただいた御意見については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 規制庁の鶴園でございます。

アイソトープ協会のほうから何か、先ほどの回答についてコメント等ございますでしょうか。

- ○松井氏 日本アイソトープ協会の松井でございます。御回答ありがとうございました。特にコメントはございません。
- ○鶴園安全管理調査官 ありがとうございます。

ほかの団体に関しまして、先ほどの回答のところについて、何か御意見等々はございま すでしょうか。

よろしいですか、では、次に進ませていただきます。

○星放射線安全審査官 原子力規制庁の星でございます。

続きまして、資料4の3ページ、日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会からの1番、こちらは、その主要構造部等の耐火性の検査における主な視点等の例について、ガイドラインであり、例示であることから、どうやって、又は、何を確認するかを具現化して記載すべきではないかと、あと、建築基準法関連法令の内容について、条文の羅列は必要ない。受検する側は何が必要かという情報が欲しいわけであり、法令の規定をただ並べて「それに合致していることを確認する」だけでは指標にはならないのではないかという御意見についてですが、立入検査における施設基準適合義務の確認は、審査とは異なりまして、基

本的には、既に許可を得ている施設が申請書に記載されたとおりに設置され、機能を維持していることを確認するものであることから、指摘されている検査事項の部分については、原案のような書き方が多くなる点について御理解をいただければと思います。なお、検査において、どうやって、どのような確認をするかは、本指摘の検査事項の箇所ではなく、検査手法のところに記載し、ここに、どのような資料を確認するか等を例示しており、これにより、検査のために用意しておくことが望ましい資料等についてなるべく検査官及び受検者の予見性を確保するようにしております。さらに、御意見にあった建築基準法関連の記載については、記載が長いため、記載を簡潔にするようにいたします。

続きまして、2番、資料2の13ページ31行目、排気設備の機能についての記載ですが、規則の条分そのままではなく、便宜的に「放射性同位元素」と言い換えて、注意書きで説明をしているが、単に条文のとおり、そのまま記載すればよいのではないかという御意見ですが、注が長くなりまして、あまり記載・字数の簡素化につながっていないため、御意見を踏まえまして、注は記載せず、条文をそのまま書き込む形にしたいと思っております。

続きまして、3番、45ページの27行目ですが、こちらは陽電子断層撮影用放射性同位元素等の管理区域からの持ち出し制限の記載において、許可を受けた不純物を除去する機能を備えた装置という記載があるのですが、この「許可を受けた」は削除すべきではないのかという御意見ですが、ここで、その「許可を受けた」と記載しているのは、平成16年の規則改正によって、規則第15条第1項第10号の2の定める陽電子断層撮影用放射性同位元素の持ち出し基準の適用を受けるためには、変更許可を取る必要があることを意識したものでありました。許可を受けているものであることの確認は、この記載の前の45ページのヌの一つめの黒丸で既に記載しているため、ここで強いて重ねて「許可を受けた装置」と記載する必要はなく、また、類似の御意見をほかの団体からもいただいているため、「許可を受けた」という記載については削除をいたします。

続きまして、4番、こちらも陽電子断層撮影用放射性同位元素等の管理区域からの持ち 出し制限の記載において、記載の適正化、表記の統一に係る御意見と理解をしております。 こちらは御意見の趣旨に沿って修正したいと考えております。

日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会からいただいた意見については以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 規制庁の鶴園です。

RI協会の放射線安全取扱部会のほうから、先ほどの回答に対して、何かコメント等々ご

ざいますでしょうか。

○田中氏 放射線安全取扱部会の田中です。

御回答ありがとうございます。番号の1の御回答の中で、基本的には、設備に関する事項なので、検査の手法に関するところは別記、別途、検査手法のところに記載しとありますが、検査を受ける側の立場からすると、どこを見ればいいのかというのが分かればいいかなとは思いますので、もし可能であれば、その検査手法に関しては丸々を参照のことみたいなコメントをいただけると幸いかなとは思いました。ただ、ちょっとそれを言い出すと、ここの章はほぼ全てやらなければいけなくなるかもしれないので、御検討いただければと思います。

○鶴園安全管理調査官 ここで検査手法と書いているのは、今の記載だと、検査ガイドの案の例えば18ページとかの辺りにずっと、要するに、この検査手法のところについて書いてあるところを見ていきますと、一応は、どんな資料を見ますよとか、どんなことを聞くことがございますよみたいなことが例示的に記載してございますので、そこを読んでいきながら、いわゆる逆引きみたいな形にはなるかもしれませんが、そうしていきますと、この施設の維持を確認するためには、どんな資料を用意しておけばいいのかなとかいうことが、受検する人にも一応予見性が一定程度立つのではないかという趣旨で、先ほど、ちょっと回答させていただいた次第でございます。

- ○田中氏 どうもありがとうございます。
- ○鶴園安全管理調査官 ほかに、先ほどの放射線安全取扱部会に対する回答のところに関しまして、ほかの団体から、特に何か追加コメント等々ございますでしょうか。

なければ、次に進ませていただきます。

次は、日本放射線安全管理学会からの御意見についてです。

この1番目のところにつきましては、法第10条第5項のところの記載が要は抜けているのではないか、誤記じゃないですかということでございますので、御指摘ありがとうございます。そこの文言を挿入するような形に修正をしたいかと存じます。

そして、2番目のところが、先ほど審査ガイドのところでも少し話題になりましたハザードマップのところでございます。ここについては、別途日本放射線安全管理学会のほうからは、ハザードマップなども活用した対策を、検査においても確認に何か用いてみてはどうかという、そういう御提案もあったところでございますが、ここも審査のところでも少し申しましたが、ここも記載の仕方としては、例えば、今のところのアイデアではあり

ますが、本文の中に書いていきますと、少し長くなったりして、読みづらいというあれも あるかもしれませんので、例えば、FAQみたいな形で、ここに書いているようなものを書 いていくようなイメージというのを、ちょっと最終案のところでは考えているところでは あります。

先ほど来、御説明申し上げましたように、あくまでも社会通念上、普通に工場でありま すとか事業所において、普通の事業活動をやっていくがために必要な程度で、RIの散逸 や漏えいがあったのでは、おちおち事業活動というのもやりかねますので、それに必要な 程度で、社会通念に必要な範囲で、最近ではハザードマップというような一つの道具とい うのも、自治体のほうから出されてはきているところでございますので、こういったもの も参考にしながら見ていきますよということになりまして、検査における施設基準の維持 義務の確認というのは、まさにas isで、今の状態の施設が技術基準に適合しているかど うかというのを見ることになりますので、どうしても用いる一つの道具として、参考資料 として用いるこのハザードマップとしては、申請時につけられたものというよりは、今現 在のas isのというか、一番新しいハザードマップというのを参考資料にはしていくとい うような形になるのかなといったところではございますが、先ほど来、何度か御説明しま したように、工場や事業所などが通常の事業活動を行っていくに当たって、地崩れやら浸 水のおそれが少ないということは、一つの活動を行うための社会通念上の常識的な前提と いうようなことになりますから、その範囲の中で、何らかのRIの散逸や漏えいといったも のを、なるたけ防ぐためのことが、放射線施設の位置関係の、場所関係のところにおいて、 そういった考慮がなされていますかというようなことを見られれば、それを超えるような 要求ではございませんということでございます。

ここのところの、最後のところにも書いておきましたが、そういうことを裏返していいますと、このような1号要件の趣旨に照らしますれば、通常、検査において、その1号要件について、施設基準適合義務違反といったものが問われるようなケースというのは、極めて考えにくいものというふうには考えてございまして、仮にあるとすれば、先ほどから述べてきたような社会通念上の考慮といったものが、通常時の一般常識に照らしますと、その工場や事業所としての通常の事業活動を続けることが、およそ困難なとか、そういう、ちょっと常識を欠いたような、社会通念を欠いたような、ちょっと極端な場合というのに限られてくるのかなというふうな形では考えておるところでございますというところです。次、3番目のところでございますが、仕上げ材の目地のところの話で、快適性でありま

すとか、条文には特に書いてない話なんですが、こういった快適性だとか、使う放射性物質の性質にも合わせた柔軟な検査をという、そういう御趣旨かなというふうに拝読いたしましたが、こういった点は、ここの記載自体に関しては、ちょっと原案のとおりとしたいとは思っておるところでございますが、指摘のような点は、検査では、許可された内容を前提に、その施設が機能を維持できているかどうかを確認していく中で、確認していく事項の中には含まれるものというふうに認識はしておりますというところでございまして、突起物やくぼみ、この隙間の少ないという要求のところは、汚染されにくく、かつ汚染したとしても、その除去を容易なものとするための一つの要件ということで書かれていまして、隙間などが一切ないことまで求めているものではないわけでございまして、よって、申請して、許可を受ける段階で、その放射性同位元素によって汚染されるおそれの場所、部分が突起物やくぼみ、隙間の少ない構造になっていることの要件を審査していく中で、御指摘がありました、その快適性の話でありますとか、取り扱う放射性物質がどういったものであるかといったものは、当然、その中で考慮対象にはなっていて、よって、そのような対応の内容につきましては、申請書類等において実際に許可を取った段階では既に説明をしていただいているものというふうに思われます。

ということになりますと、快適性だとか、この扱うRIの性質に合わせた柔軟な対応というのは、具体的に申請をされまして、許可を受けた内容を前提に、そのとおりの機能が維持できているかを見ていく検査の中では、考慮していく視点というものの中には入ってくるというふうには考えるところでございますが、ただ、こういった快適性云々といったようなところに関しましては、申請の内容に具体的に含まれない限りにおいては、それ自体はちょっと抽象的な概念ということになってしまいますので、具体的に申請内容を離れて、一般に全ての者にとって、一般に広く当てはまる視点とまではちょっと言いかねるので、ここに、その快適性やら、その扱う放射性物質の性質に合わせて云々というようなことを直接的に書きますと、別の誤解を惹起したりとか、そういった可能性も、おそれもあるものですから、ここでの記載自体は、原案のとおりにしたいかなというふうに考えておる次第でございます。

4番でございますが、4番のところは、動線が重ならないように、法令上は、その出入口というふうになっておるのだけれども、その出口付近にというような形で、少し縛って、動線が重ならないようにという観点からしたらどうかという話でありますが、指摘の内容それ自体は理解できるところでございますが、ここは、一応法令の記載をそのまま引っ張

ってきたというような形で処理させていただいているところなので、記載ぶりとしては、 その原案のとおりというように、ここも出入口と条文に書いているので、出口だけを書い たりしますと、これも読む人によっては、法令で認められたよりも、さらに狭めるのかと か、そういった御意見のほうにも行ってしまうおそれというのもこれはあるので、よって、 記載ぶりとしては、ちょっと原案のとおりにしたいというふうに考えているところでござ います。

次に、5番目のところでございますが、ここは、排水設備のところの話について、こういった滞留に関しても、対策について何か記載しておくべきという、そういうお話でございますが、ここの8ページの記載のところは、御指摘のあった8ページのところの記載は、排水設備そのものではなくて、汚染検査室が確実に排水設備に接続されている状態が確保されていますねということを確認するところまでになりますので、御指摘の内容というのは、排水設備それ自体の検査の際の視点になりますので、ここの8ページのところではなくて、15ページのところに視点として追記させていただくと、そういう形で処理をしたいかと考えておるところでございます。

6番でございますが、6番のところは、インターロックに誤って人が入っちゃった場合の 対策をというのも、視点のうちに加えられるのではないかというところの御趣旨だと思い ます。ここのところは、御指摘にあったような点が検査において確認の視点になる場合は、 こんな場合が一応確認の視点になることがありますよというようなことを少し示した上で 書きたいと思います。

そもそも、御存じのとおりインターロックに関しましては、人が誤って入ること、それ 自体を防ぐ機能が要求にはなってはいて、入っちゃった後どうする、こうするといったと ころは、施設要求のところには入ってはおらないわけですね、厳密的にはですね。であり ますので、インターロックの機能確認のところは、検査でやるインターロックの機能確認 のところは、第一義的には検査においても、人が誤って入ること自体を防ぐという機能が 確保されているかというのを確認していくところが第一義的になるのかというふうに思い ます。

一方、行為基準の、検査において、行為基準を検査するところに関しましては、御存じのとおり、行為基準の規則第15条第1項第3号の2というのがあって、そこのところには、閉じ込められちゃった人があった場合は速やかに脱出できるような措置だとかというのが、行為基準のところでは定められているので、よって、速やかに脱出ができるような措置が

取られるのかどうかというのは、行為基準に関する検査事項として、これは一義的に見ていくようなところになりますねということだと、整理としてはそういうことだと思います。もっとも、近年は、申請書類の中にあって、日本放射線安全管理学会がおっしゃっているような、誤って閉じ込められた者が、例えば緊急停止ボタンみたいなものによって、その運転モードを解除できる機能をインターロックの中でビルトインしているというか、入れ込んでいると、そういった機能をしますよというような形で許可を取得しているケースというのも、これ、少なからずあるにはあるんでございまして、御指摘のような場合においてはという限定がつくんだと思うんですが、そういった場合には、インターロックの機能が維持できているかというのを見ていく必要というのが検査の中で、そういった場合には、検査の視点になることになりますよということを例示として一つ追記するという、そういう感じの処理になろうかなという、少し説明が長くなりましたが、そんな感じになろ

次、7番のところでございますが、7番のところは、9ページ、20行目というのは、いわゆる審査ガイドのほうに対する、御意見ということではございまして、検査ガイドに対する御意見ということではないんですが、便宜的に、この場で御説明してしまおうかなというふうに思っているところです。

うかなと考えておるところです。

ここも、その構造やら仕様などが、図面などが、説明書が添付され、必要な説明等が示されていなければならないといったところに、いわゆるグレーデッドアプローチですか、こういった考え方も踏まえて、適切に審査するという文言を加えてみてはどうかという、そういう御意見でございますが、ここのところは、御意見を踏まえまして、一部記載を、審査ガイドのほうにおいて、検査ガイドではなくて審査ガイドのほうにおいて少し追記する、記載をするという、修正というものを検討してまいりたいといったところでございます。イメージとしては、ここにお書きしましたように、実際の審査に当たっては、その放射線施設の状況も踏まえ、申請内容を踏まえながら確認していくことになりますというようなところですね、頂戴した御意見なんかも参考に、そういった趣旨が分かるような記載というのを検討したいというところでございます。

8番、9番辺りは記載の適正化でありまして、再利用と再使用を、従前のうちの事務連絡か何かで区別して用いているところですね、ちゃんと再認識してくださいよと、そういう御示唆を賜りますので、記載を適正化して、「再利用」のところを「再使用」にするとか、あと、9番目のところは、立入りというのだけだと、足りないんじゃないかという、そう

いう御指摘だと思うので、ここも場所の測定等の確認の方法というのもあったりはしますので、ほかのものも含むように記載を適正化するというような形を取りたいと思います。

10番目のところは、帽子だとか靴下とかいうものが、原発関係の施設なんかでは割にあるのかもしれませんが、RI関係の施設において、こういったもの、かなり少なめですねという御指摘の趣旨だと思いますので、帽子、靴下の配備というのはあまり多くないので、例示として、フィットするという感じでもあまりないという感じなので、これは例から除外するという方向で考えています。

11番のところは、単なる誤記でございまして、「開放」という、そっちの方に文言を直しますというところですね。

12番のところですが、12番のところは、随分昔の附則の規定がまだ、いまだ残っているところの話でございます。ここのところは、当分の間、云々かんぬんというような規定自体は今でも残っていて、よって、今でも法令上の立てつけの観点からすれば、この「当分の間」というのがいまだに続いているという状況にあるというのが実体ではありますが、ただ、御指摘にありますような、その平成17年の事務連絡で5年を目処に、これ、ガンマ線透過写真撮影作業主任者を放射線取扱主任者のほうに入れ替えるような体制といったものは5年もあれば整うものと思いますというような観点から、平成17年の文書というのは出ていると思いますので、よって、実際に検査に行ってみて、まだガンマ線透過写真撮影作業主任者を使っているんですよというケースは恐らく、ほとんどないのかなというふうには考えられるので。

よってもって、ここの書き方のところは、ガイドのところには検査官だとか、あと検査を受ける人の誤解を招かないように、法令上は、こういった規定がいまだ残っているんではありますが、検査の実務においては、規則の本則の第15条第1項第10号の4に基づいて、主任者免状を有する者の指示の下でやっていることを確認するということを基本とするというような形の注記をちょっと加えるというか、そういうふうにすればよろしいのかなというふうな形で考えております。

13番目でございますが、ここのところが、これも条文にも記載があるところでありますが、この1を下回ることが確実な云々だとかというのが、どうにか、運用のところでどうにかならないものかというね、そういうお話なんですが、ここのところは、規則の条文をそのまま引用した記載ぶりのところではございますので、その原案のとおりとしまして、仮に指摘のようなことをやろうとしますと、運用では追いつきかねるんでございまして、

規則やら告示の改正を必要とする事項かなというところがその理由でございまして、ここ も関係者の方々はよく御存じだとは思うんですが、この原子の数が1を下ることが確実な 期間というのが、今の、これは告示のところでは7日とかこういう形になって、1を下るこ とが確実な期間という規定が現に条文のほうにあるところなんでございますが、これ自体 は、これを定めたときに製造方法の確立がちゃんとして、混入防止、コンタミネーション を防止できるようなことが、確実性がありますねとか、あと、原子の数が1個、2個とこう 数えられるものだから、1を下ったら、次はもう0になりますねと、0.5個とか0.8個という ようなことがないですねというような観点から、あと、半減期の関係で一定期間経過すれ ば、1を下る状態というものが観念できるということを前提に、こういった規定になって いるところではありますが、検査ガイド自体は、規則の規定の範囲の中で定められます検 査事項やら検査方法について述べていくようなものでございまして、指摘の部分は、規則 の条文をそのまま引いてきているところなので、1を下ることが確実な云々というような ところはそのままにしまして、あと、これを仮に変えるにしても、これは運用にとどまら ず、規則や告示の改正まで必要でございますので、この記載自体は、ちょっと原案のまま というふうな形にならざるを得ないかなというふうな形で考えておるところでございます。 次、14番目のところですが、14番目のところは、作業室内の中でも、場合によっては、 その国際的な考え方に従いますと、飲食もできるようなこともあり得るのではないですか と、そういうお話でございますが、ここも、仮にそれをやろうとしますと規則改正をしま して、運用だけで追いつくような話には、なかなかなりかねて、現在の規則では、RIの経 口摂取でありますとか吸入摂取の防止を目的としまして、作業室というのは、密封されて いないRIを使用する際に設けることが必要だというふうにこうなっているものでございま すから、比較的そういった経口摂取、吸入なんかのおそれが高いとすれば、そういった場 所に非密封のRIを使用する際に設けなさいというふうになっていますので、作業室につい ては、一律にこれを禁じるというような形の条文に今のところはなってしまっておるとい うことになりますので。

御指摘のように、その状況に応じた管理を容認するとしますと、検査ガイドでは、なかなか追いつきにくい話なんでございまして、これも規則において、ただし、作業室の中であっても、何々、何々の要件を満たす場合はこの限りでないとか、そういった規定を起こすようなやり方というのが、必要にもなろうかなと思うところでございますので、このガイドの執筆の中で対処するということは非常に困難なお話なのかなというところでござい

ます。

あと、15番のところも、連続供給核種においては、「一日最大使用数量」ではない概念を、検査において用いるのがよろしいのではないかというお話ですが、これも先ほどと同じで、なかなか検査ガイドの中だとか運用の中で、これとは異なる概念を用いたりすることというのがなかなか難しいですねと。この一日最大使用数量のところも、いわゆる陽電子断層撮影用放射性同位元素の定義の、長々とあそこは定義がありますけれども、あそこの定義の一部になっているんでございまして、そのほか、この不純物を除去する機能を備えた装置による製造云々だとか、こういったものとともに、定義の一部を構成しているのであって、規則第15条第1項第10号の2の持ち出し基準の適用を受けるために変更許可を受ける際の、許可要件そのものではないんですが、許可を得るためのこの前提ぐらいには一応なっているお話ということになりますので。

よって、検査に実際に入っていったときに、変更許可の前提になっている、この一日最大使用数量について確認することぐらいは、必要にどうしてもなっちゃうということにはなると思いますと。繰り返しになりますが、検査ガイド自体は、現在の法令に即して書くというような制限もございますので、現在の法令において定義されてない、御提案のこの「連続供給核種」だとか、あと、「一日最大使用数量」に代わる別の概念を検査において用いてくださいという話になりますと、検査のガイドの中やら運用というのではなくて、少なくとも規則の改正といったものが必要になる事項かなというふうに考えておる次第でございます。

次、16番でございますが、「施工図面」やら「成績証明書」云々といったようなものというのは、割に準備するのも大変なもので、これを、分量も多くなったりするものですから、検査において、これを使うというのは合理性に欠けるケースもあるんじゃないですかという、そういう御趣旨だと思いますが、ここのところは、あくまで例示として示していまして、ここ、ちょっと「施行」の「行」の字が間違いましたけれども、「施工図面」、工業のほうの「工」ですね、「施工図面」や「成績証明書」というのは書いていますが、あくまで例示として示していまして、かつ、これらがある場合に確認することがあるという観点から、これは記載しているもので、常に、必ずこれを見ますよという趣旨でもなくて、検査ガイドの中で、例えば21ページなんかにもあるように、「ある場合は」と、こういった「施工図面」やら「成績証明書」なんかがある場合は見ますよみたいな言い方には、ちょっと配慮はさせていただいているところではございます。

ただ、検査の後、実務のところでは、もっとも、そうはいえど、検査を受ける事業所に おいて、受検の準備については非常に過大な、その準備作業がものすごく時間がかかると か、そういうことが不当に過重負担を課すことはないようにすべきだとは心得ております ので、検査の通知やら、通知から検査までの日数の調整だとか、そういったところで、当 方としても、検査の際に合理的なやり方に努めるというところなのかなというふうに考え ているところでございます。

日本放射線安全管理学会から頂戴した御意見への回答というのは一通り、以上でございます。何か、日本放射線安全管理学会のほうから、先ほどの回答に関して追加のコメント等々、何かございますでしょうか。

○桧垣氏 日本放射線安全管理学会の桧垣です。

御説明くださり、ありがとうございます。御説明、大変よく理解できました。ただ、12番から15番のところにありましたとおり、現在の規制に対する書きぶり、検査ガイドは書きぶりになっているというところはよく理解をしております。しかし、その一方で、このような声が会員から上がってきているということは、やはり現場では規則や告示の改正を含めた規制の緩和というのが必要なんだろうというふうなことだと理解をしておりますので、このガイドラインの作成が一段落ついたら、ぜひそういった規則や告示の改正についても取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○鶴園安全管理調査官 規制庁の鶴園でございます。

先ほどおっしゃったコメントというのは、たしか13番目のところの最後の、この「もっとも」のところで記載させていただいたようなところだと思いますが、一応、そういった声があるということ自体はいろいろ認識はしているところなので、おっしゃられたとおり、このガイドの話ではないにせよ将来的な一つの課題として考えていくようなお話の一つになるのかなというふうな形では認識はしておるところでございます。

そのほか、先ほど御説明しました日本放射線安全管理学会への回答のところに関しまして、ほかの団体等から、追加のコメント、意見等はございますでしょうか。

谷さん、どうぞ。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

6番のところなんですけれども、インターロックに関して、誤って人が中に留まった状態で照射することのないような対策ということがあるんですけれども、拝承ということに

なっています。先ほど、鶴園さんの大体の説明で分かったつもりなんですけれども、医療だけを特別視するということはないとは思うんですが、リニアックにしろ、アイソトープにしろ、人が中におるのが当たり前というか、それが前提の用具となっております。ですので、これ、逆に桧垣さんにお聞きしたいんですけれども、このインターロック、具体的にも、そのシステマティックに人が中に入ったままで照射しないということ、具体的にはどんなふうな仕組みを考えておられるところなんでしょうか。

○桧垣氏 すみません、放射線施設の考え方はいろいろあるんですけれども、よくあるのがパーソナリティといいまして、全員分のパーソナリティがそろっている、つまり、中に人が確実にいないというのが明らかでないと運転できないというのが典型的な機構でございます。そのほかに、それだけではなくて、ドアの鍵と、ごめんなさい、ドアが閉まっていることと鍵がかかっていることが連動してシステムがかかるようになっていて、それが担保されないと運転開始できないと、そういった機構がインターロックのメインだと思います。

一方で、当社のようなものですと、間違えて人が入っているにも関わらず運転ボタンを押せるということもありますというわけですね。このような場合に、インターロックに関しては、誤って人が中に留まったまま照射することのないような対策が要るというような理解です。

よろしいでしょうか。

○谷氏 ありがとうございます。パーソナリティに関しては、そういう仕組み、大きな施設では聞いたことはあるんですけれども、これ、我々の施設の状況になりますけれども、現在ですと、一日に約50名程度の放射線治療の患者さんを実施しています。大体1時間に6人から7人程度して、ずっと一日、6時ぐらいまで照射は続くんですけれども、その中で言いますと、ベッド搬送であったりとか、ストレッチャー搬送であったり、そのような、本当にたくさんの人間が出入りするというところが実情です。その中で、このようなインターロックですね、全ての人間が鍵を持つというふうなことになってくると、これは、恐らく業務にならないと思うんですね。ですので、鶴園さんの御説明で理解はしているつもりです。ですので、この辺りが、うまく例示を書いていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○鶴園安全管理調査官 規制庁の鶴園でございます。

谷さんの御指摘、恐らく、全てに一律にこういったものが、付け加わるような誤解を得

るような書き方にならないようにという御懸念の趣旨だと理解しましたので、書き方は、 そこの辺りは、最終案を取りまとめるところで工夫して書いてみたいと思います。

ほかに、特に、ほかの団体でありますか。非破壊検査ですか。

○釜田氏 12番の項目で、ガンマ線の作業主任者でも指示ができますよということで、今なお、ちょっと残っているということでございますが、我々として、主任者であるべきだというのは認識はしておりますけれども、まだ配備の関係上、完全にそういう現場に当てはめることはできないというのが現状でございます。逆に、一生懸命そういうふうな体制を取るということは努力はしておりますけれども、そこの辺が少し御理解をいただきたいということと、もし、この附則を外すということになれば、その時点では、ちょっとヒアリングのほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 規制庁の鶴園でございます。

ここにも、回答案のところにも書いていますけれども、完全に、もう運用上、完全に不可であるというような趣旨ではございませんでして、ここに、本則の法令が変わった10号の4に基づき、確認することを基本とするというぐらいな書き方には一応して、配慮はしているつもりでございまして、理論上は今でも、「当分の間」というようなところは今でも続いているような形になっていますので、仮に言ってみて、ガンマ線透過写真撮影作業主任者を使っているところはあったとして、そこで検査上、これ問題であるというふうになるようなものではありませんということだと思います。法令、この規定を削除するかどうかのところにおいては、先ほど言われたような点というのは少し検討はした上で、実際に外せるか、これを削除できるかどうかというのを検討していくべきものになるというふうに考えております。

○宮本安全規制管理官 今の点に関しまして、安全規制管理官の宮本です。本来あるべき姿で、急にはできないので、一定の移行期間を設けて、それで移行してもらうということが、まさに当てはまる案件で、ぴったりとはちょっと書きにくいところではあるんですけれども、それが一つ目安として概ね5年ということですが、だからと言って、それを外すときに、いきなりばさっと外すということはしない、これは規制上そういう扱いをします。ただ、今申し上げたように、そういう考え方ですので、それなりに一定の期間が過ぎているということに関して、まだ、これを適用されているという場合には、その点に関して、どのような対応やお考えなり目処を持たれているのかということを検査の場では確認させ

ていただくということになるというのが、我々の考え方というふうに思っています。

○鶴園安全管理調査官 ほかに、先ほどのところに関して、ほかの団体から特にございますでしょうか。

なければ、では、次に進ませていただきます。

次は、日本放射線技術学会から頂戴した意見のところに対する回答ということになっていきます。

1番目のところは、これまで述べた意見、例示事項なんかを見直しますよというような 回答を、これまでしてきているところがありますが、そういったものの確認はどこで見れ ばできますかというようなお話だと思いますが、ここのところは、今後のプロセスとしまして、4回分の意見聴取を踏まえて、修正を反映した全体版を、パブリック・コメント案 として、全体を統合していく作業というのは、今後、我々の作業としてありまして、それ をパブリック・コメント案として提示するまでには、取り入れるのかどうかとか、取り入れた後のその溶け込み具合が、どんな形で書き込んでいくのかというのも示していくよう な、そういう形になろうと思っております。

2番目のところは、こういうふうに見直してみたらどうか、「点検の項目、手順を定め」というふうに改めてみたらどうかというような御提案でございますので、ここは拝承させていただきまして、そちらのほうの記載のほうがよろしいかと思いますので、記載ぶりを修正させていただきます。

これを直しますと、18ページの、検査ガイドの、ガイド案の18ページの(3)の検査手法のほうにもちょっと響いてきまして、ここも同じような形で直させていただくというような形で考えて、書きぶりが、同じような書きぶりをちょっとコピペしているところがありますので、連動して、ここも修正させていただくような格好にしようと思っています。

次、3番目のところで、ここは放射線障害予防規程の内容自体が、立入検査での検査対象になるのはおかしくて、これは検査の前にあらかじめ予習しておくべきようなものですよという、そういう御趣旨だと思いますので、これ、第3回の意見聴取での資料では、そういう書き方になっていましたので、ここは、それと整合を取るような形で、予防規程に記載があるかどうか、それ自体は検査の前で確認をしておくべきことでありますよということを明確にするような書き方に、要するに、第3回の意見聴取で示したような記載ぶりに合うような方向にしていきたいと考えているところです。

次に4番のところですね、ここのところは一つの御質問ということなんでしょうが、放

射線業務従事者以外の者が管理区域内に入る際の手順というのでは、この辺りというものを考えておけばいいですかというようなお話でありますが、ここの点はそのように考えていただいて結構ですということです。ここの記載のところは、予防規程ガイドのところの3-5)というのがあるんですが、ここのところを意識しながら、検査ガイドのほうにも書かせていただいたというところでございまして、予防規程ガイドの3-5)には、放射線業務従事者以外の者が管理区域に入る際の手順やら立会い、または立入制限等の手順を規定することというような規定がございまして、そこを意識して、管理区域に入る際の手順といったものを検査ガイドの中にも記載させていただいたという、そういうものでございます。

次の5番目のところですが、「特定の」という記載が何回か出てくるので、この「特定の」というのが何のことかよく分からないんでという御指摘だと思います。ここはちょっと書き方が悪かったので、ここで言うところの「特定の」というのは、「個別の」というぐらいな規定に、4ページの(2)の見出しのところで「個別の」という記載をさせていただいていますので、これに合わせるような形で、「個別の」というような形にさせていただきまして。

ここで言う「個別の」というのは何のことかといいますと、この(2)のところの②の1)から5)のところに記載した、いわゆる使用施設の基準等の、まさに個別の施設基準のことでございますが、この5つの施設基準を意味するものとして個別のという、これまで特定のと書いていたものから個別のというような形で修正したいと思います。特定のという文言を使いますと、どうしても特定許可使用だとか、特定放射性同位元素だとか、こういったものとの誤解だとか、そういった方向性もちょっとあり得るかなと思いますので、個別のというふうな言い方にちょっと直したいと思います。

6番目のところは、先ほど来、何度も話が出てきました、このハザードマップ関係のところでございまして、ここもFAQみたいな形で加筆を予定しているところでございまして、先ほど、日本放射線安全管理学会のほうからの御意見にあったときにもちょっと御説明したようなところと、基本同じようなところであって、地崩れ及び浸水によるRIの散逸や漏えい、こういったものを防ぐ必要があるという観点から、通常の事業を行うに当たって必要な程度に、社会通念上の考慮がやれておれば、それで足りるというところでありまして、それを超える想定やら対策までを求めるようなものではないというところでございますので。

あくまでも、ただ、検査においてはas isの状態、先ほども申しましたようにas isの状態といったものが施設基準に適合しているかどうかというのを見る必要性があるので、その観点から、参考資料として用いさせていただきますところの資料としては、最新のハザードマップというものが、参考資料としては用いるべきようなものにはなってきますねというところではございます。

結局、その程度のものを求めた1号要件ということに照らしますと、裏返して言いますと、通常は、検査において、1号要件について施設基準適合義務違反などといったものが出てくる可能性というのは、極めて考えにくいというようには認識しているところではございます。

次は7番のところでございますが、7番のところは、これは記載の適正化で、告示の記載のところをそのまま引くか、ないしは、審査ガイドのところで書いていたような用語のほうに統一するか何か、どっちかにしたほうがいいんじゃないかというような、そういうお話でございますので、ここは御指摘の趣旨を踏まえまして、告示のとおりに、そのまま書くか、もしくは、第2回の意見聴取なんかにもありましたように、巻頭に略語の定義を置いた上で、「病院又は診療所の病室等」というような形にするかどっちかにして、最終案を取りまとめるところでは、どちらかに直すような形にすべきものかなというふうに考えているところでございます。

あと、8、9、10、11辺りというのは、記載を法令に合わせたりとか、記載が揺れたりしているところといったものを、法令の規定でありますとかといったところに合わせていくというところでございますので、そのまま拝承させていただいて、いずれも法令上の記載に合わせる方向で直していきたいというふうに考えているところであります。

12番のところですが、ここは、実際に、どの時点からどの時点において表示するようになっているのかを確認するというところで、その表示するまで、容認されるその時間は何秒ぐらいですかというような御質問的なものでございますが、ここの記載は、こういう記載をしているのは、許可を得ている施設の申請書において、最近、非常に、実際にどの時点からどの時点までに表示をさせますというようなことを書いてきている申請書というのが割に一般的になっているので、それを踏まえて記載しているところでございまして、なお、規制上、表示までの許容時間は何秒ですよみたいなことを数値的に定めたものというのはございませんでして、ただ、自動表示をさせる目的というのは、使用している状態を表示によって知らせ、その間の人の出入りを抑制しますといったところが、この目的にな

るというふうに思われますので、この目的が達成されているかどうかを、検査ですから、 一旦許可をしているものに対する検査ということになりますので、申請書の記載と照らし て見ていくと、そういう形のものになるのかなと、一律に何秒だとか、0点何秒だとか、 そういった数値的に定めたものがあるというものではございませんといったところです。

13番目のところですが、ここも、安全管理学会のところからも同じような御指摘ございましたけども、ここも「再利用」のところを「再使用」のほうに文言を、誤記を修正するといったところです。

14番、15番、16番のところあたりも、誤記の、記載の適正化といったようなところだと思いますので、御指摘を踏まえて記載を修正させていただきたいというところでございます。

あと17番ですが、17番のところは、「確認」だとか「留意」だとか「注意」だとか「把握」だとかいうのがいろいろ出てきていますが、どういう形で、いろんな文言がいろいろ出てきて混乱するんですがという、そういうような御趣旨だとは思いますんで、ここのところは、「留意する」のところは御指摘を踏まえてそのまま「確認をする」というのに修正をしまして、あと、今後、最終取りまとめをしていくところに当たっての文言の揺れの修正のところの一環としましては、基本的な書き方としましては「確認」の文言をなるだけ使っていくようなことを原則とはして、表記をなるべく統一するような形にはしたいとは思いますが、一部どうしても確認し、確認し、確認するというような形で何遍もこの「確認」というのが出てきたりして、日本語の座りとして悪いようなケースというのがたまに出てくるケースもあるんで、そういった場合には、これこれを把握しておいて何々を確認するみたいな表現ぶりというのも、一部出てくることもあるかもしれませんが、基本的には「確認し」という言葉を使うような形にしてですね。

あと「注意」という文言は、もうなるだけやめて「留意」ぐらいのところに収斂させて、 どんな場合に「留意」を使うかとしますと、検査において直接的に確認する事項ではなく て、確認をするに当たって何か考慮とか配慮しなければならないような事項といったもの を言及する場合に、これまでは「注意」を使ってみたり「留意」を使ってみたりしてきた ところですが、言葉の揺れをなくしまして「留意」という文言を使うような形にして、な るだけ誤解や他意を生じないような形の表現ぶりに改めていきたいというふうに考えてい るところですと。

18番のところは、ここも事務連絡でこうなってるんですよというようなお話でございま

すんで、ここも事務連絡と、また違う言葉を使いますといろいろ誤解が出たりしてよろしくないという旨の御指摘かとは理解しますので、提案のあった表現ぶりのほうに訂正をしたいというふうに考えているところです。

次に19番目でございますが、「定められている場合」という文言がいろんなところで、 あえて我々ども検査ガイドのところに入れさせていただいているところですが、これは 「定められている場合」というふうに留保しているのは、必ずしも定めることを求めてい ない、定めてなくても検査場は直ちに問題になるものでもないですねという、そういう解 釈でよろしいかという趣旨だと思いますが、基本的に、その理解でよろしいということだ と理解、我々認識しております。

あえて「定められている場合」というのを記載しているのは、法令上、具体的には要求 されておりませんでして、ただ、予防規程ガイドなんかで推奨しておったりとか、あとは 我々、事実上多くの事業所がそうしてますねみたいなことで、割に推奨される事案につい て、定めることがあたかも何か法律上の義務であるかのような誤解を招かないように、あ えて「定められている場合は」というような言い方をちょっとさせていただいているとこ ろでございますので、そのような事項については、予防規程に定められていなくても、法 令違反になるものではなくて、そのほかにも関係者への聴取の手段なんかを使いながら、 何らかの形で、ここの場合は組織体制があるかどうかというようなものを確認する場所で ございますので、何らかの関係者への聴取等の手段なんかによって、組織体制の確保とい うのが確認できるような形になっておれば、それで足りるというふうに理解しております。 次、20番のところでございますが、電離則のほうの電離放射線健康診断個人票、こうい ったものをRIの立検のところの健康診断のところにおいて、これを代用することも構わな いかというような話でありまして、ここも現実にRIの立入検査のところで、この電離則の 健康診断と同様の、電離則の放射線健康診断個人票を提示されるケースというのは、割に 多いところでございまして、これまでもそれで基本的に結構ですよというような形の運用 はさせていただいているところでございますので、今後とも、それを提示していただくこ とでよいというのが基本的なお答えになるかなというところでございます。

問診のところが少し気になるんですがというところですが、電離則のところでの被ばく 歴の有無のところも、確かに御指摘のように「問診」という文言にはなっていないんだけ ど、健康診断の1項目として、これを電離則の場合も行うというような形にはなっている ので、「問診」とまでは明示をしてないものの、電離則に基づいて健康診断の1項目とし て、医師が被ばく歴の有無の調査といったものをやっているというのであれば、それはRI の規則の問診にも該当していくというふうに考えられるところではございます。

次、21番目のところですが、ここもハザードマップ関係のところで、最近申請のところでハザードマップの添付というようなものを御協力をいただいているというところなんですが、どのような根拠条文があるんですかとか、何の判断材料に使いますかとか、あと、ハザードマップが何か改定でもされたときには、そのたびに何か申請する必要があるんですかという、そういうお話でございますが、ここのところも、先ほど少し述べたところと重複はしますが、法令上の根拠は何かあるのかというと、特に今のところは添付しなきゃならない資料の中に、ハザードマップというようなことは書いていないんで、あくまでも義務として求めている規定というのはないんですが、最近の審査実務においては添付を依頼して、御協力をいただいておると、そういう行政指導ベースというようなところのものだというところでございます。

先ほど来、申していますように、通常の事業活動を行う上で必要な範囲での、その工場や事業所、この場合は、RI法の場合は使用施設等ということになるんですが、それの場所の状況といったものを考慮しているものと理解しておりますと。社会通念必要な程度の考慮ぐらいは、何がしかやっているのではないかというふうには考えているところでございまして、「地崩れや浸水のおそれの少ないこと」といったものを定めている趣旨も、そういった社会通念上の前提を認識の上にRIを使用等していることを確認する点にありまして、それを超えるようなものというものを要求しているものではありませんので。

なおかつ、審査とか検査におきましては、1号要件の充足というのを確認するためには、 審査や検査の時点におきますas isの状態、検査であればas isの状態、審査であれば審査 を行う時点において、どんなあんばいに近くの、周囲の状況がなっているかといったとこ ろが必要にはなりますので、その観点から審査や検査の時点における最新のハザードマッ プなんかの情報を、参考資料として用いさせていただくという程度のものでございますと いうところです。

あと、今の検査ガイドのところで、申請書に最新のハザードマップが添付されている場合は、これを参考資料にすると書いているくだりのところがあるんですが、ここのところは少し記載を改めさせていただいて、検査を行う場合には、ここに書いてありますように「放射線検査官は、その時点における最新のハザードマップ等の情報をあらかじめ確認しておき、参考資料にする。」ぐらいな書き方に改めるようにしていきたいかとは考えてお

ります。

ハザードマップ、時々改定はされるのですが、そのたびに、じゃあ、変更許可の申請が要るのかということに関しましては、最後のところに、なお書きのところにも書かせていただきましたように、護岸工事やらハザードマップ等の改訂が行われるたびに変更許可申請を行う必要というのはないのでございまして、ただ、次に変更許可申請を行う機会を捉えて、申請時点で最新のハザードマップ等を申請書に添付の上、その情報を踏まえた上で、使用施設等の設置場所が社会通念上の考慮をしてますよというようなことを、次の申請の機会に、ついでといいましょうか、そのときに出していただくというので結構でございまして、ハザードマップの改訂のたびに変更許可申請を出していただく必要まではないと、そういったところで考えておるところでございます。

次、22番でございますが、ここのところは自動表示装置に関わるところのお話でございますが、使用する場合のところ、一般的には照射中が多いと思いますというような話でございますが、ここのところは、我々、自動表示装置の申請が出てきている部分をいろいろ見ているところでは、二つめのポツのところでちょっと書かせていただきましたが、これまでの規制実務では電源が投入されている状態をもって、これを「使用する場合」としているものもあれば、申請の中でですね。御指摘のように放射線が照射されている状態を「使用する場合」としている、二つの例が非常に多くございます。

でありますので、今のところ、前者の電源が投入されている状態を「使用する場合」と やっている分だけしか例示で上げてないので、もう一つの、御指摘のようなものも含める ような形で、例示として追記するような方向で修正したいかなというふうに考えていると ころでございます。

ちなみに、「使用する場合」にという規定に関しましては、どのような状態をもって使用中であるとするかについては、法令上、特に定義はございませんでして、規制の実務におきましても、どの時点からどの時点までを「使用する場合」というふうに該当するかというのは、申請書の中で申請者において決めることができるような形には、審査実務の実情としてはそういう形になっているところでございます。

次、23番でございますが、23番のところも、従前に出てきた、この「特定の」という文言のところですね。先ほど申しましたように「特定の」という文言があまりよろしくないので、「個別の」というような形で、その「個別の」の趣旨としては32ページ、35ページ、37ページにそれぞれ記載した使用、保管、廃棄の個別の行為基準を指す趣旨で、「個別

の」というような形で字句の修正をさせていただきたいと考えているところでございます。次、24番でございますが、ここは陽電子断層撮影用放射性同位元素のところで、これも原子の数が1個を下回ることが確実な期間(7日間)というようなところの前提として、御指摘のように、1年を超えない期間ごとに不純物を除去する機能が維持されているかどうかの点検といったものを行う必要があるんですが、ここに書く必要がないですかという、そういう話でございますが、ここは、指摘の内容はそのとおりでございましょうということで、許可要件そのものとかではないですが、前提にはなっているようなお話、御指摘のとおりでございますが、その点につきましては、33ページとかではなくて、指摘の点は検査手法のところについて書きました45ページのヌのところの二つめの黒丸のところにおいて記載させていただいているところではありますので、ここの記載をもって既に記載済みというふうに、我々のほうとしては理解しておりますといったところです。

25、26のところは、これ、記載を、法令の記載でありますとかに記載の揺れがないように統一してほしいという御趣旨だと思いますので、これを拝承させていただいて、記載を 25、26のところは直させていただきたいと思います。

27のところに関しては、ここも「人以外の生物」という文言をちゃんと入れたほうが、 誤解がなくてよろしいんじゃないかということでございますので、ここもそのまま受け入 れさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、日本放射線技術学会からいただいた御意見に関しましては、以上を回答してきた ところでございますが、日本放射線技術学会のほうから、先ほどの回答に関して、何か追 加のコメント等々、ございますでしょうか。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。御回答、ありがとうございました。

20番の健康診断のところだけ、ちょっともう一回確認をお願いしたいんですけども、16ページですね。前回の意見聴取のところの資料で、その定義というものが、問診とは医師が口頭で云々というところがありましたので、そのあたり、ちょっと気にはなっておったんですが、口頭でということになってくると、対面というのか、直接医師が事業者、従業員と会ってということになると思うんですが、こちらの、今度定義をこちらに変えますということですね。「疾病の治療・予防等を目的として」というところからですけれども、この中からは、この定義の中からはというと、そうすると対面というんですか、医師が直接、その患者さんではなくて従業員と面接をしてというか、まあネットでもいいとは思うんですけども、言葉を交わすというふうなところまでは読み取れるものなんでしょうか。

それとも、問診票だけで済ませてもいけるというふうなことが解釈できるんでしょうか。 ちょっと、そのあたりをお聞きしたいんですけども。

○鶴園安全管理調査官 規制庁の鶴園でございます。

ここのところは、いろいろ、我々も厚生労働省関係のものを調べたりとか、あと、いろいるな、この行為が医師が行う問診に当たるのかどうかというような、いろんな、別にRIと関係ないところで、医療過誤訴訟だとか、問題になった事案というのがあって、判例の蓄積なんかも一応あって、それらによるとどういう方法で尋ねるかというようなことは、特にどの資料を見ても固定というか指定はされていないのでありまして、ここに書いているように、これこれの目的で医師がやらなければならないんだけど、尋ねる行為であれば足りるという形になっていますので、どういうやり方でやらなきゃならないかというようなことは、特段、この問診といったものの定義、少し調べてはみたんですが、こういう方法でなければならないとまでは書いていなくて、ただ、こういう「尋ねる」「医師が」というようなところだとか、この「医学の専門的な知識に基づいて」だとか、こういったところを確保しておれば足りるというようなものであるというふうに思っております。

○宮本安全規制管理官 安全規制管理官の宮本です。

前回以来、ここの問診という話がありまして、我々のほうも、きちんと説明できていなかったというところが今まであるということで今回、これできちんと整理しようというふうに考えましたのは、その問診というのは、我々、RI法の規制でどうとかということではなくて、ここは医師が行う行為で、医師の判断により行われる行為ですから、目的とすることが医師が判断できる、医師がこう判断したということができるということであれば、それは、もうそれでいいのだろうというのが、今、我々が整理した考え方ということであります。

したがいまして、先ほど谷さんが言われたことは、これならいいのか、あれならいいのかということは、医師がそれで目的を達成する判断ができること、問診をしたということであれば、それでよしというふうに考えるということで整理をさせていただきました。

したがいまして、RI法と電離則というのは、形式上は独立したものではありますけれども、電離則の行為に対する行為として、それがきちんと確認できているという確認すべきことが同じであれば、それでオーケーとしようというのが、今回我々が整理したところということであります。

○谷氏 ありがとうございます。確かに前回、「口頭で」というところが定義されたとこ

ろで、これはちょっと半年に1回の、1年に1回の健康診断を見直さなくてはいけない施設が出てくるのかなという気がしたんですけども、今回、それが全てではないというところをお示ししていただいたという理解でいいかと、今思っていますけども、それでいいですね。

それと、もう1点、ここで被ばくの有無というのを聞くことになると思うんですけれど も、この被ばくの有無の定義というのは、どこかで明らかになっているものなんでしょう か。ちょっとそれをお教えください。

○鶴園安全管理調査官 規制庁の鶴園でございます。

被ばくの有無のところに関しては、たしか第1回目の意見聴取のところで、この健康診断のところというのはありましたが、この被ばく歴の有無のところに関しましては、現実には検査なんかに入りますと、いろんな運用をしているところがありまして、被ばく歴の有無のところも、医師の、まさに問診の中でやっていくような話になりますので、その医師の判断の中でやっているのであれば、これでないといけないと、例えば電離則なんかの場合でありますと、何か5mSv/年を超える履歴のある者は「有」として、それ以外の人は一律に「無」にしていますとか、逆に管理区域に入った入域の記録が、入域した記録が、履歴がありさえすれば、必ず「有」としているような場合だとか、いろんな場合が、実務実態で、我々が検査に入ったときには出くわしたりしているところでありますが、いろんなものが認められる余地というのはあって、なおかつ、それが医師の専門的な判断に委ねられて、それがやられておるという、健康診断の一環ですから、その中でやられておるというのであれば、いろんなものが認められるんじゃないかなというふうに考えているところでありまして、こういったところも、総まとめを最後、この4回を終えた後、やっていく中で、こういったところについても少し記載を加えていくようなやり方をしようかなというふうに考えているところではございます。

○宮本安全規制管理官 安全規制管理官の宮本です。

今のところは、最後、分かりやすいように、もう一回、今言ったように、どう書くかという整理は考えますけれども、考え方としては、ここで被ばくの有無というのを判断する目的は何かということを考えた場合に、さらに次の検査というか確認というか、そういうのをする必要があるかどうか判断するということですので、医師、あるいは健康管理、あるいは事業所の判断で、そこのところはその目的に従って判断してもらうということでいいのではないかというのが、今、我々の考え方であります。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

今の御回答ですと、この施設は管理区域に一回入ったら被ばく歴ありとして、その線量を調査すると。だけど、この施設は管理区域に入っていても被ばく歴ありとは認めないということになってくるんですけれども、そういう施設施設に委ねられた運用というのは、やはり混乱を招くと思いますし、我々、同じような業界の中での人たちの中でも、非常に判断の迷うところであったり、運用の迷うところであると思うんですね。

ぜひとも、ここで言う、その定義ですね、問診とはという定義が今書かれてますけども、 そのようなところもしっかりと定義づけしていただきたいというのが、もう、これ、恐ら くずっと昔からの希望というか要求があるんじゃないかなと思うんです、現場の人間とし ては。

ですので、例えば産業医が、放射線に関して、じゃあ専門的な知識を持っているかというと、決してどこの産業医もそうではないと思うんですね。だから、そこを産業医に説明する、産業医が納得するような文章であったりとか、定義であったり、そういうガイドがあれば、非常にやりやすくなるというか、統一された運用ができるようになると思うんですね。

ですので、我々、そこを求めているんであって、各施設施設でこれを判断してください というのは、ちょっとどうなのかなというふうに思うんですけども、将来的にでもいいと 思うんですが、何とか理解の一本化というものを進めていただきたいと思うんですけども、 いかがでしょうか。

○宮本安全規制管理官 ここからは、どちらかというと意見交換みたいなことで、お話をしたいなと、させていただきたいなと思うのですけれども、一昨年、法令も改正して、一義的責任なり責務というのは、安全確保、あるいはそれの説明、自分たちの施設に合った対応を適切にする、あるいはそれの説明責任というのは、一義的に使用者にあるという形にした訳なのですけれども、今言われたように、この規制の要求の考え方なり、求めることというのは、我々のほうで当然つくりますけれども、それの具体的な達成はそれぞれの事情と、それぞれの事情に応じた対応が、それぞれの方で適切に取ってもらおうと。それの説明責任も果たしてもらおうというのが考え方というふうに、これは変わったと思っています。今までのこととですね。

それに対して、やはり我々のほうが決めたほうがいいのだということであれば、そういう方向にするというのも一つの方法になるわけです。

これも何度も繰り返しですけれども、RIの施設というのはいろいろな使い方のいろいろなリスクなり、グレーデッドアプローチも幅が広いということで、いろいろな対応というのは取り得るわけなのですけれども、これまで御要望もあったことではあるのですが、当然その中で我々が行為を決めてしまうと、全てのところで大丈夫なような、ある意味、厳しい決め方をせざるを得ない。そうすると、その中で、いや、我々のところはこういう事情もあるから、それも認めてほしいと。これ、今まで、こういうやり取りも多々あって、今言われたものは長年、多分、そのやり取りの繰り返しだったというようなところがあって、これは、今解決するという話ではありませんけれども、意見交換を、この機会にしたいなと思ったのが、どういう方向を目指していくのがいいかどうか。

特に今、ここに出られている方というのは、多分、皆さん理解されていると、我々とあまり食い違いはないと思うのですけれども、でも、今やっている論点は、多くここで何か規制を決めようとかということではなくて、その幅広い多くの方に、どう理解してもらうか、あるいはお互いに申請検査、受けるほうもするほうも、それが効率よくなるかということを目指していると思うので、その辺、どういうふうにお考えかなというのが、何か御意見があれば頂ければありがたいなと思ったところです。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

意見交換の場になってしまっていますけど、私の、今、ちょっと個人的な考え方も入りますけども、いろいろな病院、施設を移動したりとか点検したりとかってすることもありますし、病院の中でローテーションする場合もありますので、できれば一律の考え方というものも示されればというふうに思うんですけども。

ほかの団体の方々での御意見も、聞かせていただければありがたいなとは思います。

○鶴園安全管理調査官 この件について、何かほかの団体の方、何か御意見等々ございますでしょうか。

大学等放射線施設協議会、どうぞ。

○北氏 大学等放射線施設協議会、北です。

私は、私の感覚的なものですが、必ずしも一律で決めないほうがいいのじゃないかなという気がしています。

例えば、事業所によってというお話が今ありましたが、また、業務従事者によってはそれぞれ抱く不安等が変わってくるケースもあると思うんですね。それぞれ、される業務の内容によっては、たとえMという数が出ていても、そのMの数が積み重なっていくことによ

って不安を持っているような、そういった従事者がいた場合、医師に問診で、私は被ばく がありますというふうに報告して、医師に、もう少し診てくださいという要望を出す方も あるかと思います。

その反面、0.1mSvとかがついていても、この業務の中で、これは正確に十分測られておって不安はないという。5mSv以下だったら気にしないという人もあったりするかもしれません。

そういったことも踏まえると、必ずしも一律で決めないほうがいいんじゃないかなとい うふうに感じます。

以上です。

○宮本安全規制管理官 安全規制管理官の宮本です。

今日、4回で一通り最後でしたので、最後に御挨拶かたがた申し上げようかと思っていたことを、今、ちょうどタイミングが来たので申し上げますけれども、それぞれ事情があって、今言われたようになかなか決めるというのが難しいということも、いろいろあります。

それで今、繰り返しですけど最初に目指した、今回このようなガイドというのが、一回つくってこれが完璧になるわけでもありませんし、例えばさっきのハザードマップみたいな話で、例えば時代によってもやっぱり変わってくるものがあるということですので、まず一回、この一通りというガイドの形で、まず、つくってみようということで、これをまずやりたいということと、それについては継続的な改良といいますか、そういうことを加えていきたいなということがあります。

それで、今みたいなお話も、今回の直接のガイドの目的ではありませんけれども、附随する事項として、いろいろ御要望されたことも含めて、その技術的な内容を詰めて解決しなきゃいけないとか、いろんなことの課題も出てきているというか、新たに出てきたというよりも、少なくともこれらのメンバーでそういう課題があるのだということまでは共通認識になったという、附随してプラスのこととかもありましたので、具体的にどう取り組むかというのは難しいですし、すぐ決められませんけれども、そういうことには取り組んでいこうということが、おまけとして出てきてますので、あれもこれもいっぱい、一遍にできませんけれども、そういうことを順次取り組んでいきたいということを考えているということと、その辺の考えていることについては、ぜひ御理解いただきたいなということでございます。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。時間を取らせまして申し訳ありません。ありがと うございました。

ただ、被ばく歴に関しては、例えば就職であったりとか、次の採用であったりとかというようなところにも、もしかすると影響する可能性もあります。ですので、この施設は被ばく歴ありで来たけど、この施設はなしで来たというところが、機会均等にならない場合もあるかと思いますので、そういうところも含めて、ちょっと議論というか改正、議論を進めていただきたいなというところで終わりたいと思います。ありがとうございました。〇鶴園安全管理調査官 ほかの団体におきまして、この部分につきまして、追加のコメント等々、ございますでしょうか。

(なし)

○鶴園安全管理調査官 なければ、じゃあ、次に進ませていただきたいと思います。 次は、日本非破壊検査工業会からの御意見でございます。

1番目のところでございますが、ここはハザードマップ、先ほど来、お話が出てきているところでございますが、重複するところはちょっともう、時間の都合もありまして、繰り返しお述べはしませんが、非破壊検査のほうから述べられているところで、周囲の状況について、その範囲を教えてくださいというようなお話がありますので、ここのところにつきましては、周囲の状況というふうに、このガイドでお示し、記載していますのは、地崩れやら浸水のおそれ、これに影響を与える原因となり得る程度の距離関係にある状況という程度の、定性的な意味で用いさせていただいていまして、何とかメートルとか何キロメートルとかいう、一律の定量的な距離を想定しているものではございませんというところでございます。

これも申請のタイミングについても御教示願いますというところに関しましても、ここも、先ほど少し御説明しましたように、護岸工事やハザードマップの改定のたびに、変更許可申請を行う必要というのはないんですということでございまして、次に、今、何か別の機会に変更許可申請を行う機会を捉えて、ハザードマップなどを添付していただいて、その情報を踏まえた上で、使用施設等の設置場所に社会通念上の考慮がなされているということを記載していただければ、それで足りる話かなと思われます。

2番目のところも、地崩れ云々のところのお話でございますが、こういったケースの場合は大丈夫なんでしょうかという話ですが、これも、ここも答えとしましては、検査の時点において御記載いただいているような改善された状況がある場合は、地崩れ、浸水のお

それが少ないという状態にあるものと考えてよろしいかと思います。

次の3番目のところも同じでございますね。こういったものがある場合は、このような場合も地崩れや浸水のおそれが小さい状態を確認するものとはなりますが、もっとも、先ほど来、繰り返しになっていますが、検査ではRIの散逸や漏えいの防止の観点から、主要施設等の場所について、あくまでも社会通念上の必要な考慮がされておればそれで足りるので、ここには御記載いただいたものは、割に大規模な何か土木工事みたいなものが御質問の中には入っているところでありますが、堤防の工事、設置などの大規模な工事によらなくても対処ができるような場合というものも、割にあり得るんではないかというふうに一般論としては考えているところではあります。

次、4番目のところで「探査」という文言のところは「線源の状況の確認」ぐらいにしたほうが言葉が柔らかくてよいのではないかということなんで、そのまま拝承させていただくというような形にしたいと思います。

それで5番目のところも、非破壊検査などで非常に経験豊かなところからの書き方の御提案ということで、使用後、その場所の空間線量率の異常変動の有無といったところを見るやり方が、非常に有効ですよというようなお話で出てきていると思いますので、これにつきましても、それをそのまま入れさせていただくような形で、空間線量率の大きな変化がないことにより判定する方法といったものも、例示として追記させていただくというようなことで考えております。

最後、6番のところですが、「一時的に使用する場所」について、その貯蔵施設の要件は適用されませんよというような言い方をしてるんですが、ここのところは多分書き方が悪かったので誤解を招いたのかなと思いますが、この48ページの記載といいますのは、一時的な使用の場所について貯蔵施設のこの施設基準が適用されますよということを書いているのではございませんでして、ここの記載は、下にちょっと規定をコピペしておきましたけれども、保管の基準、行為基準として密封されたRIを耐火性の容器に入れて保管する場合は、貯蔵施設において行わなければならないとした上で、法第10条第6項の届出をしてやっている場合は、あくまでも貯蔵施設で保管するという本号(規則第17条第1項第1号)の行為基準、これの遵守の確認については、貯蔵施設でないところの使用の場所も貯蔵施設として扱う、要するに当該使用の場所を含むというものは、使用の場所、それ自体は貯蔵施設ではないんだけれども、この場所に置いてあっても、貯蔵施設において行っていることになりますよという、この行為基準との関係でそうなりますよということを言お

うとしたものでありますが、この点が、もう少しよく分かりやすくなるように、表記の仕 方を修正してみたいと、そういうように考えているところでございます。

以上、日本非破壊検査工業会からの御質問に対する御回答というのは以上のとおりになりますが、日本非破壊検査工業会のほうから、何か追加の御意見等々ありますでしょうか。 ○釜田氏 御説明ありがとうございました。一応、全て分かりましたので。

6項のことですけども、非常にちょっと言葉が難しいというか、あっち行ったりこっち 行ったりするということになっておりますので、貯蔵施設が耐火性の容器とか、そういう ふうな認識の下でやっておりますので、ちょっとここの書きぶりに関しては、ちょっと分 かりやすく書いていただければ非常にありがたいかなと思います。

以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 規制庁の鶴園でございます。了解しました。

ここのところは、どうしても括弧が二重括弧になっていて、法令のところがですね。非常に読みにくいところでございますので、ここを少し工夫して、誤解が出ないような形の記載の仕方を工夫してまいりたいと思います。

ほかの、ここのところに関して、ほかの団体から何か御意見等々ございますでしょうか。 (なし)

○鶴園安全管理調査官 なければ、次に進ませていただきたいと思います。

次は、日本放射性医薬品協会からの御意見のところでございます。ここのところも、1 番の御意見のところは、ここも別の、RI協会の9番目の御意見と、多分同じ御趣旨かなと 思いますが、汚染検査室のみに明示的にこの配備が、放射線測定器の配備は義務づけられ ておってということなんで、その点を間違えないようにしてほしいという、そういう趣旨 だと思いますので、「作業室及び管理区域の出入口付近に」と記載している部分というの は削除をさせていただいてという形にしたいと思います。

次の2番目のところ、「許可を受けた」というようなところも、先ほど、RI協会の放射 線安全取扱部会の3番目の御意見のところにもありましたが、「許可を受けた」とまで重 ねて書く必要性というのはないように思いますので、この「許可を受けた」の文言のとこ ろは削除するという、拝承させていただくという形にしたいと思います。

日本放射性医薬品協会からの御意見に対する回答というのは以上になりますが、これに関して日本放射性医薬品協会のほうから、追加の御質問、意見等々、ございますでしょうか。

○中村氏 日本放射性医薬品協会の中村です。

追加でコメント等ありませんので、対応のほう、よろしくお願いします。 以上です。

○鶴園安全管理調査官 分かりました。

では、この部分に関しまして、ほかの団体から、今日、御意見を出していない団体も含めて、特に何かありますでしょうか。

(なし)

○鶴園安全管理調査官 ないですね。

ないようであれば、ここの部分というのは終了という形になります。

これで、議題の(1)と(2)というのを終えたような形になりますが、少し10分程度、トイレ休憩をちょっと入れたいかと思いますので、今から……。

会場の、この場所の設定上、6時がリミットになっていますんで、よって、若干ちょっと時間がかかりますが、どんなにかかっても6時までという感じになりますので、ちょっとトイレ休憩、先ほど挟むと申しましたが、ちょっとないような形で行こうと思いますが、よろしいでしょうか。

そういう形で、では、ちょっとトイレ休憩なしというような形で、ちょっと恐縮でございますが、次の議題へ進めさせていただきたいと思います。

- ○宮本安全規制管理官 本当に進行が、申し訳ございません。会場の都合もありまして。 それで、その時間の都合もあって、運搬のところは、少しポイントになるところを一気 に説明させていただいて、その後、皆さんから一遍に御質問とか、さらなる意見とかをい ただくという形でやりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○宮脇安全規制調査官 それでは、原子力規制庁、宮脇でございます。

運搬のほう、お手持ちの資料は資料5でございます。1ページでございます。

日本アイソトープ協会からの御意見は三つでございました。1番は外運搬に係る検査の 視点において、放射性同位元素の譲渡・譲受が適切に行われたことを確認する旨が示され ているけれども、運搬に係る規制条項とは無関係なので削除すべきという御意見でござい ます。

この御意見につきましては、確かに運搬というトピックとは異なる事項ではございますけれども、立入検査の実務におきましては、いわゆる法10条第6項の一時的使用の場所の変更のための運搬ですね、それを除けば、譲渡・譲受は運搬と必ずセットになることから、

ガイドにおきましての検査の視点と示したものでございまして、私どものほうとしては不適切なものとは考えていないということでございまして、原案のとおりとさせていただきたいというふうに思います。

それから、2番でございますけれども、放射性輸送物の運搬に際して、技術上の基準に 従っていることを確実ならしめるのは荷送人であって、荷送人の責任事項を荷受人が確認 していることを確認するというような必要はないのではないかと。したがって、その旨の 記述は削除すべきという御意見と理解いたしました。

この御意見につきましては、荷送人は放射性輸送物を技術上の基準に適合するよう措置、 適合するような措置を講じなければならないということは、これは当然、論を俟たず当然 のことなのですが、ここでは荷受人は受取り時において当該輸送物の健全性確認等を実施 するものでございますので、それらを含めた受入れの手順の実施状況を確認するというこ とについての検査の視点をここではお示ししたものでございまして、こちらも原案のとお りとさせていただきたいと思ってございます。

それから、2ページにまいります。3番でございまして、3番につきましても2番と同様の趣旨の御意見と理解いたしました。

したがいまして、この御意見についても、今2番で申し上げた回答と同様でございますけれども、資料5の2ページ、3番の御意見の右側にも、その旨のテキストを示してございます。

日本アイソトープ協会からの御意見については、以上でございます。

引き続きまして、4ページでございますけれども、日本放射線安全管理学会からの御意 見でございます。こちらは、いただいた御意見は三つでございます。

1番目は、65ページの表における用語につきまして、こちらのほうは御指摘のとおりでございますので、拝承ということ。

2番目は66ページのところの説明におきましての用語の説明ということで、こちらも御意見のとおりでございますので、御意見のとおり修正させていただきたいと思ってございます。

それから5ページ、3番でございますけれども、こちらも85ページにおける記載について の御意見でございまして、こちらも御意見のとおりでございますので、御意見のとおり修 正をさせていただきたいというふうに思ってございます。

それから、6ページにまいります。6ページからは日本放射線技術学会からの御意見でご

ざいます。いただいた御意見は四つでございます。

1番は、運搬に関しては当事者の取決めによって事業所内運搬と事業所外運搬の境界が 決定するものと考えるところ、その旨をガイドに示したほうがよいという御意見でござい ます。

この御意見については、運搬の実務においてはどのような作業分担とするかについては、 当事者間の取決めによって定められるものと承知してございますけれども、その一方で、 事業所外運搬及び事業所内運搬の区分は、これは御案内かと思いますが法令で定義してい るとおりのものでございますので、当事者間同士の取決めによって中と外の区分を変更す るということはできませんので、その点は御理解いただきたいということでございます。

したがいまして、こちらのほうは原案のとおりとさせていただきたいというふうに思ってございます。

それから、2番目の御意見につきましては65ページの表でございます。事業所等における運搬作業者の被ばく等の管理という欄が、2か所、これはございますけれども、荷送人と荷受人の区別をして、分かりやすい表記にしたほうがよろしいという御意見でございまして、こちらは御意見のとおりだと思いますので、修正をさせていただきたいというふうに思ってございます。

それから、7ページでございます。3番の御意見です。同じく65ページの表におきまして、荷受人の事業所等における運搬作業所の被ばく管理は、譲受する許可届出使用者になっているけれども、これも荷送人と荷受人の両者の取決めによって変更できる旨を追記したほうがよいという御意見でございます。

また、4番についても、そのちょっと逆のパターンでございますけれども、荷送人の事業所等における運搬作業者の被ばく管理は、譲渡する許可届出使用者になっているけれども、荷受人と荷送人の両者の取決めにより変更できる旨を追記したほうがよいという御意見でございます。

こちらの3番及び4番の御意見についてでございますが、運搬を外部業者等に委託する場合にあっても、荷受側の事業所の管理区域に立ち入る場合の被ばく管理は、譲受する許可届出使用者において行う必要があるということでございますので、また、荷送する場合には同様に、譲渡する許可届出使用者において行う必要があるということでございますので、こちらは原案のとおりとさせていただこうというふうに思ってございます。

日本放射線技術学会からの御意見は以上でございまして、引き続きまして、資料8ペー

ジにまいります。

8ページは、日本非破壊検査工業会からの御意見でございまして、六ついただきました。 1番は、ガイド案に示されるような書類の要求は、過度なものであるという御意見でご ざいます。この御意見については、ガイド案に示すものは検査で確認する書類の例を示し たものでございまして、例示したものをあまねく皆さんのほうで作成しないといけないと いうことを意図して、こちらを示したものではございません。

ただし、あらかじめ定めた手順を適切に実行したものであるか否かということについては、おおよそ何らかの、こちらに示したように計画なり報告書なり、社内記録が録取されるものであって、それらの記録類は法定の記録ではございませんけれども、そうしたものが存在しないですとか、あるいはまた、我々の立入検査時にそういったものが示されないということであれば、法令の基準を遵守していることや、定めた手順にのっとった取扱いを行われているということを確認できないか、あるいは確認するにしても口頭でのやり取りになって相当な時間を要することから、検査を合理的かつ省力的に進めるためにも、そうしたものを日頃より整備していただいて、必要時にはそれらのものをお示しいただければと、こういったような考え方に基づいて、このガイド案を示しているものでございます。なお、蛇足ながら付言いたしますと、今申し上げました記録類というのは、別に立入検査の対応のためだけに整備するという性格のものではなくて、部外者の方に対しても自らの活動の正当性や、今風に言いますと品質記録というのでしょうか、品質等を訴求するためにも重要かつ意義のあるものであると考えているところでございます。

それから、2番から6番までは、運搬における実務においては、このようなやり方でやっていますよということを示されたものなのでしょうか。いずれも御意見の趣旨が明確ではなかったのですが、ガイド案では立入検査において確認する事項の視点を示しておりますので、この視点に対応するものは、例えば、うちではこういう手順を定めてこのように実施していますと。それについてはこういうものを見ていただければ分かりますよというような具体を、そして、例えばそういう実施状況や管理の結果はこうなんですというような、そういうような我々はやり取りを想定してございまして、そのような具合で皆様方の活動状況を示していただければ、法令の適合状況及びその遵守状況でございましょうか、そういったようなものの確認を円滑に行えるものと考えているところでございます。

そういった趣旨で、このガイドを書き込んでいるということで、御理解をいただきたいということでございます。

日本非破壊検査工業会からの御意見については、以上でございます。

引き続きます。11ページでございます。日本放射性医薬品協会からの御意見でございま して、いただいた御意見は四つでございます。

1番は、65ページの横長の表でございます。この内容は例示なのかという御質問でございます。こちらは、65ページの表につきましては、その1ページ前の64ページにおきましても、例示であることを明示しているものでございます。

ただし、先ほど示した日本放射線技術学会からの御意見にもございましたように、法令上の責任が定められている部分、すなわちその当事者間の取決めにより変更できないものというものもございますので、この表を御覧いただくときに、責任分担と実務の作業分担については区分して、遺漏のないようにと申しましょうか、誤解のないように御理解と対応をお願いしたいということでございます。

これも内輪の話になりますが、この表を作っていてつくづく感じたのですが、今まで、こういうような整理した表がなかったんですね。それで、私ども、非常に苦労したんですが、このガイドを書き下すときに、いろいろな登場人物が出てくるので、この登場人物はこういうことだよということを分かりやすくするために、この表を作りました。

それで、この表題のタイトルも作業分担等の例ということで、作業分担なのか責任分担なのか分かりにくいじゃないかという、御指摘が来るかなというふうにちょっと私ども想像していたんですが、これ、御案内のとおり両方入っているんですね。部分的には作業分担を示していて、部分的には責任分担というところで、なかなかこの1枚の表では読み取りにくいところはございますけれども、この辺についても、ここはもう少し、もっとよく、こういうふうに示し方をすると。今回、大分この表のタイトルとか中身のところは皆様方から御意見を頂戴しましたが、なお、御覧いただいてこういうようなところがというところがございましたら、ぜひ、御意見を拝聴したいなと、そのように思っているところでございます。

それから、2番目にまいります。2番目の御意見は、外運搬の確認というセクションの中に、内運搬の確認に関する記載もございまして、修正してはどうかという御意見でございます。こちらの御意見については、内運搬の確認も示されているということは、まさにその御意見は御指摘のとおりなのですが、こちらの内運搬は、いわゆる内運搬に始まって内運搬に終わる内運搬ではございませんで、外運搬、外からやってきて、引き続いて内運搬ということなので、つながりといいましょうか、文脈としてはこちらにお示ししたほうが

分かりやすいだろうということで、こちらに示したものです。

しかしながら、御意見を踏まえまして、今申し上げた旨の注記を付すのか、あるいはちょっと構成をやはり変更して、内運搬は内運搬、外運搬は外運搬と分けたほうがよろしいのか、そこはもう一度再検討させていただきまして、いずれかの処置に修正をさせていただきたいというふうに思ってございます。

それから、3番目にまいります。3番目の御意見は「解析による評価」というのは何を示すのですかという御質問でございます。この解析による評価というのは、A型またはBM・BU型輸送物に係る技術上の基準への適合性を解析により評価する場合を念頭にお示ししたものでございますけれども、先ほどの記録ではございませんけれども、例示する内容については検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、4番は荷受人における運搬物についての確認状況を立入検査で確認するということは、過剰な要求ではないのかという御意見でございますが、こちらの御意見につきましては、さきにお示しした御意見と同じものと整理をさせていただきました。

日本放射線医薬品協会からの御意見については以上でございまして、ちょっとすみません。大変早口で恐縮でございましたけれども、運搬のほうは、ちょっと皆様方の団体、一気にまとめてちょっと私どものほうから御説明差し上げました。よろしくお願いいたします。

○立部放射線検査官 原子力規制庁の立部でございます。

すみません。コメントに入る前に、日本放射性医薬品協会の中村様、今、映像がこちらに届いておりませんが、こちらの音声とかは届いていますでしょうか。御発言をお願いいたします。

- ○中村氏 日本放射性医薬品協会の中村ですけど、音は届いてますけど。
- ○立部放射線検査官 こちらも音声は届いていますので、申し訳ありません。このまま継続させていただきたいと思います。
- ○中村氏 お願いします。
- ○立部放射線検査官 こちらからの回答は以上です。各団体で御意見、コメント等ありましたら、お願いいたします。技術学会、谷さん、お願いいたします。
- ○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。御説明ありがとうございました。 1番に関しては、このとおりで了解しました。ありがとうございます。

3番、4番なんですけども、僕、ここに書いたのは貯蔵施設までというふうに書かせていただいたんですけども、ちょっと「まで」となると貯蔵施設も入るので、確かに管理区域の中に入ってしまいますので、これは確かに事業者のほうの被ばく管理になると思いますが、現場では、例えばアフターローディングの部屋の手前までアイソトープ協会の委託された業者さんに持ってきていただいて、そこで我々が線源を受け取るというふうな形になってます。その線源を我々が持って入って、持って出てきたものを協会の委託の方に持って帰ってもらうというふうなことになってます。

僕、このつもりで書いたんですが、ちょっと「まで」ということで含んでしまったのが 間違っていたんですけども、この場合は、どうなんでしょうか。

これは業者さんのほうは委託元の被ばく管理という考え方でよろしいんでしょうか。

○宮脇安全規制調査官 原子力規制庁、宮脇でございます。

それは、そのお考え、整理で結構だと思います。

- ○谷氏 ありがとうございます。
- ○立部放射線検査官 ほかの団体の方、何か御意見ありますでしょうか。 技術学会、谷様、お願いいたします。
- ○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

それでは、僕のほうからもう1点だけ。先ほどの1番のほうになるんですけども、この事業所内、事業所外ということで、先ほど、作業分担と責任分担という言葉がありましたけども、これは責任分担ということになるわけですよね、この事業所内、事業所外ということに関しては。

例えばなんですけども、我々の事業所内の駐車場に来た搬入業者さんの車で、何かトラブルがあったというような場合、まだ、引渡しも何も済んでない状態で、そこで何かあったという場合は、これはやはり事業所の責任ということになるわけですね。

○宮脇安全規制調査官 今、言われたとおりです。

事業所に入ったところからは、そちらの事業所の事業所内運搬という扱いになります。

○谷氏 日本放射線技術学会、谷です。分かりました。

ちょっと僕が読み切れてなかったのが申し訳ないんですけども、今おっしゃった責任分担と作業分担というところ、もうちょっと分かりやすく書いていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○宮本安全規制管理官 実はこれでも大分頑張って、分かりやすく努力して書いたところ

なのですけれども、先に申し上げましたように、実際の行為分担と責任分担があるという ことと、登場人物が多いということがございます。

なので、改めて大きな根本、基本的なところを言っておくと、法令上は、まず荷出し側の事業所内運搬があって、事業所外運搬があって、荷受側の事業所内運搬があると。さらに、先ほど言われましたように、その中でまた管理区域の行為があるということですから、実際には、ここでいろいろ言われていますように、実際の行為はそれぞれの契約といいますか、それでどこが何をやるかというのは決められるということで行われるわけですけれども、先ほど、私が言いましたような法令上の施設管理者としての責任ということがございます。

ですので、実際にはそこのところは両方、折り合わせる形で、実際にやる行為は契約等で決めるのだけれども、そこのところで、そっちがやっているから知らないということではなくて、そこの部分は法令上の責任はこちらにあるのだから、お互いに情報共有や、その確認をして、法令上の責任はこちらの下でやると。多分、そういうことになるだろうということで、根本的なところは考えているということで、それを分かりやすく書くように頑張っているつもりではありますけれども、なかなか難しいということですので、先ほど私が申し上げました考え方のところは、御理解、御納得いただきたいと思います。

前に申し上げましたように、これはなかなか分かりやすくするのは難しいところですから、いろんな方に分かりやすくなるには、こうしたらいいだろう、ああしたらいいだろうというような提案なんかもいただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

- ○立部放射線検査官 ありがとうございます。
- ○宮脇安全規制調査官 原子力規制庁、宮脇です。

すみません。先ほどの私のお答えというか御説明が正確でなかったので、訂正して正確に申し上げたいと思うのですが、今、管理官が申し上げましたように、事業所の中からは、あくまでも荷受側のほうの分界点になりますので、管理区域に荷受けがないということであれば、いわゆる放射線業務従事者とか、そういった管理区域の立入者としての管理は必要なくなりますけれども、当然、事業所の中以降は、外部の方が運搬に際して、それほど被ばくする事例というのは少ないのでしょうけれども、被ばくに関しては受け手側、法令上の分岐点としては受け手側ということになります。

ただ、じゃあ、中に入ったときと外に入ったときの被ばくなんて分けられるのかという

のは、実務的には、多分、皆さん持っている線量計は1個でしょうから、やはりそれは今、 管理官が申し上げましたように、この運搬に従事した者の被ばく線量というのは、通しで どれだけ、被ばくはないかもしれませんけども、あったのかなかったのか、あった場合に は幾らぐらいあったのかといったようなことの情報は、ぜひ、両者で共有して、管理して いるという、そういう形を取っていただけるようにお願いしたいというふうに思います。

私、先ほどの返答が正確でなかったように思いましたので、もう一度、言い直させてい ただきました。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

今の御回答の中で、同じもので考えると、健康診断であったりとか教育訓練というもの も、この中に含まれてくると思うんですね。被ばくだけではなくて。

だから、その取決めの中、ここの中では、回答の中では、その取決めというものが効力がないような書かれ方をされているんですけども、その取決めの中で、教育訓練であったり、健康診断、被ばく管理というものを、しっかりと取り決めておくということは、ここ、これに対する対策ということと考えてよいんでしょうか。

○宮脇安全規制調査官 原子力規制庁、宮脇です。

おっしゃるとおりでございまして、それで受け手側のほうとして管理をしているという ところまで、ちょっと御認識というか、御理解いただきたいと。

要するに、取決めで、それは全部あなたの責任よということではなくて、取決めで、あなたたちのほうでしっかりやってくださいと。それについての実施状況は、我々も把握なり理解を、受け手側のほうも理解、把握しましたという形で整理といいましょうか、しておいていただきたいということでございます。

○宮本安全規制管理官 少し分かりやすく言えば、現実はこうかなと思うのは、法令上は、施設管理者がそこの施設での行為について責任があるということであります。ただ、一連の行為として行われたりするということですから、それを、その責任の果たし方が、その取決めをし、その取決めが守られているということを確認することによって、施設管理者としての責任を果たすということも一つの方法じゃないかというふうに考えます。

○谷氏 ありがとうございます。

我々、実質的には日本アイソトープ協会さんとの取決めだけなんですけども、このあたりのところで協会さんのほうで、何かコメントがあれば、また、あればよろしくお願いします。

○松井氏 日本アイソトープ協会の松井でございます。

運搬の責任の範囲ですけれども、荷受人の管理区域内、管理区域までということになってますので、運搬に対する責任は日本アイソトープ協会とすると、そこまでありまして、 事業所内で何か起こったという場合には、そこは事業者さんとの契約になるということになると思います。

以上です。

- ○谷氏 ありがとうございました。
- ○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございますが、他の団体の追加的なコメントでも構いません。何か議題(3)についてコメントがありましたら、お願いいたします。

日本非破壊検査工業会、釜田様、お願いいたします。

○釜田氏 ちょっとこれ、非常に頭の中が混乱している状態なんですけども、通常行われている輸送、我々の場合、少し大きな線源というものを扱うわけですけども、事業所内から出てというか、もう、外運搬のパッケージで出していきますんで、ここは内運搬といいながら外運搬の規制に基づいて出していって、それから相手さんのところまで持っていくという格好なんですけども、現実に持っていくところというのは輸送業者さんに委託をする。輸送業者さんのほうは輸送業者さんのほうで、どういう、彼らは、言ったら放射線業務従事者ではないわけなんですけども、その中で含んでいく。

ただ、防護規定というのをお持ちになっていますんで、それなりの教育はされている。 それと被ばく管理も一応されていると。その記録を聞いて、我々のほうは、今回の輸送について、先に出すときに全部測っていますんで、大体のことは分かるんですけども、実際の被ばくもなかったんですねということを把握するというようなことになるとは思うんですけども、ちょっと外運搬、内運搬が混雑になってきますと、非常に分かりにくいという状況になっていると思うんですよね。

今まで、実態として、もう外運搬のパッケージでいくんだったら、もう、内運搬は外運搬の中に含まれるというような感覚があるんですけども、ちょっとその辺で整理をしていただいたほうが、実は分かりやすいのかなという気がいたします。

ちょっとこれはコメントだけでございますが。

あと、取決めという言葉が使われていますけど、ちょっと二つの意味の取決めなのかな と思うんですね。一つは、防護上の取決めということで、それが一つ。それから、もう一 つは、実際にどういうふうな業務をするんだ、どちらかというと契約ですね。契約の話と。 ちょっと二つになっているようなんで、ちょっと取決めという言葉というか、その防護上の話は防護上の話として、ちょっと先にまとめておかないと、これ、ちょっと二つのことが交じってしまって、ややこしくなっているのかなというような気がいたします。

以上でございます。

○宮脇安全規制調査官 原子力規制庁の宮脇でございます。

今、コメントありがとうございました。コメントをいただきました取決め、確かに取決めというのは、例の防護の観点で、たしか法令で使っている用語がございましたので、取決めと契約、今、このガイドにおいて取決めというのは、ほぼほぼ契約という意味合いで使っているわけなのですけれども、この用語を使い分けたらよいか、特段使い分ける必要もないのか、一般的な用語として使えるのか、そこは今後、最終のまとめまでに用語の使い分けを検討したいと思います。

それから、また繰り返しになりますが、65ページの表はですね、今までなんでこの表がなかったのかなと、つくづくそう思ったのですが、やはり、なかなか書き下せない。今回初めてこれを書き下したわけなのですけれども、先ほど言いましたように、責任を示しているところと分担の示しているところ、具体的には、ここは管理という二つのところは責任を示していて、あとは先ほど来からコメントいただいておりますように、荷送人が、実態上はほとんど全てを荷送人が責任を負うようなところもございますし、引取りに行くような場合には、線源を返還して引取りに来る場合には荷受人が実務上、ほとんどの運搬の実務を担っているような実態もありますので、だからこそ、この表をちょっとつくって、整理してみようというふうに試みたのですけれども、なかなかちょっとこの表だけではうまくできてないということなので、こちらは繰り返しのお願いではございますけれども、この表、こういう書き表し方をすると、もっとよくなるよというところがございましたら、会議後でも結構ですので仰せいただければ、この表をもっとよりよいものにしたいなというふうに思ってございますので、その辺のところの御協力、もし可能でしたらばお願いしたいと思います。

以上でございます。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

ほかの団体から、何か御発言がなければ、これで議題(3)については終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(なし)

- ○立部放射線検査官 よろしければ、これで議題(3)を終わりたいと思います。
- ○鶴園安全管理調査官 これで、今日の第4回のところは、これで終了ということになります。

これまで1年半弱ぐらいにかけて、第1回から第4回まで、いろんな意見聴取してきたところでございますが、最後に、一般的な執筆方針とか、そういったところでも結構ですが、最後に、この場で少し何かコメントしておきたいというものがありますれば、どうぞということで。

照射工業連絡協議会、どうぞ。

○菅氏 放射線照射工業連絡協議会、菅です。

資料4にちょっと戻っちゃって申し訳ないんですけど、資料4の7ページなんですが、番号で言うと6番になります。インターロックに関して、人が中にとどまった状態で照射することがないような対策が講じる云々と書いてあるんですが、規則、それに対する規制庁さんからの回答で、検査における確認の視点になる場合を示して追記しますということなんですけども、そもそもインターロックを設けるのって、人がその部屋に入れないようにしろというのが規則だったと思うんで、ここで新たに何か書いてしまうと、要らぬ規制が増えたんじゃないかとか、何か変な混乱を招くんじゃないかなというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○鶴園安全管理調査官 先ほど申し上げたものも、そういう趣旨で申し上げたので、一番 初めのところにも申しましたように、一義的には人が誤って入ることを防ぐこと、それ自体がインターロックのところの施設基準のところであることを述べた上で、新たな規制の内容を付加するのだというような理解にならないようにするつもりで申し上げたところです。近年の申請事例において、申請書類によって誤って閉じ込められたものが、緊急停止ボタンなんかによって解除できる機能をインターロックに備えますよという旨を、申請書の中に書いて許可を受けるというのも中にはあるので、そういった場合に関しては、そういった機能を、要するに施設が機能を維持しているかというのは全般的に、検査では見ることになっていますので、法令要求事項というよりは、許可のときに取得した機能が維持できているかというのを見る一環として、そういう場合に限っては、一つの視点ぐらいにはなりますよというようなことを加える程度にして、新たな規制を付加するかのような誤解は招かないような書き方をしたいというふうに考えているところでございます。

○菅氏 放射線照射工業連絡協議会、菅でございます。

変な誤解が生まれないような形で記載いただければというふうに思います。どうぞよろ しくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 分かりました。

ほか、何か。この際、最後ですから何かコメントしておきたいといったものがあれば。 いいですか。

(なし)

- ○鶴園安全管理調査官 ないようであれば、第4回は、これで終了ということになります。 終了するに当たりまして、一言、当方の管理官のほうから一言、コメントをさせていた だきます。
- ○宮本安全規制管理官 安全規制管理官の宮本です。

今回、一連のガイドをつくるということで、本日もそうですけれども、これまでも長時間にわたり御協力いただきましてありがとうございました。

これまでのところ、意見をお伺いしてきましたが、最後に必ず全部をまとめた形でパブ リックコメントということで意見を聞くということをいたします。その前に、また、我々 がまとめていて必要があれば、御意見をお伺いすることもあるかもしれませんけれども、 というふうにやっていきます。

これまで資料で頂いたもの、あるいは御意見としていただいたもの、あるいは、これらの中でやり取りで出てきたもの、これらも参考にさせていただいて、大きく出てきたのが、分かりやすいというのが一番のキーワードで、さらに分かりやすいというのは、いろいろな関係の方がいてとても難しいというところではありましたけれども、その辺も含めて、まとめて、また今回のガイドをパブリックコメントを踏まえて作成するというようなことをしていきますので、その点、よろしくお願いしたいと思います。

また、さらに先の話になってしまいますけれども、途中でもちょっと言いましたけれども、これでどこかで一回やったから終わりということでもないので、今後とも、そういう改良活動は続けていきたいと思いますから、その辺についても、また御協力いただければということでございます。

今回、一応、最後ということで一区切りになります。本当に、どうもありがとうございました。

○鶴園安全管理調査官 これまで、大変長く時間がかかりましたけれども、第4回の意見 聴取会というものは、これで閉会ということにしたいと思います。 皆様、長時間、どうもありがとうございました。